

平成22年 2 月宮崎県定例県議会（補正）

総務政策常任委員会会議録

平成22年 3 月 4 日～ 5 日

場 所 第 2 委員会室

平成22年 3 月 4 日（木曜日）

午前 9 時58分開会

会議に付託された議案等

- 議案第35号 平成21年度宮崎県一般会計補正
予算（第6号）
- 議案第36号 平成21年度宮崎県開発事業特別
資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第46号 宮崎県行政機関設置条例の一部
を改正する条例
- 議案第47号 宮崎県産業廃棄物税条例の一部
を改正する条例
- 議案第48号 県税の課税免除等の特例に関す
る条例の一部を改正する条例
- 議案第49号 宮崎県地域活性化・公共投資臨
時基金条例
- 議案第54号 職員の退職手当に関する条例等
の一部を改正する条例
- 議案第55号 宮崎県議会議員の選挙における
選挙公報の発行に関する条例
- 議案第56号 宮崎県議会議員及び宮崎県知事
の選挙における選挙運動用自動
車の使用及びポスターの作成の
公営に関する条例の一部を改正
する条例
- 県民政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・宮崎駅西口拠点施設整備事業について
 - ・宮崎県土地利用基本計画書の改定について
 - ・高千穂線鉄道施設整理基金運営協議会の協議
結果について
 - ・宮崎交通(株)のバス路線廃止検討区間に係る
対応方針について
 - ・宮崎国際音楽祭の今後の方向性について

- ・県有地における宗教関連施設等について
- ・「新宮崎県公社等改革指針」の策定について
- ・市町村合併の状況について

出席委員（8人）

委 員 長	高 橋 透
副 委 員 長	河 野 安 幸
委 員	福 田 作 弥
委 員	萩 原 耕 三
委 員	押 川 修一郎
委 員	権 藤 梅 義
委 員	武 井 俊 輔
委 員	前屋敷 恵 美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県民政策部

県 民 政 策 部 長	高 山 幹 男
県 民 政 策 部 次 長 （ 政 策 担 当 ）	日 高 勝 弘
県 民 政 策 部 次 長 （ 県 民 生 活 担 当 ）	高 島 俊 一
総 合 政 策 課 長	永 山 英 也
秘 書 広 報 課 長	亀 田 博 昭
統 計 調 査 課 長	橋 本 江 里 子
総 合 交 通 課 長	長 嶺 泰 弘
生 活 ・ 協 働 ・ 男 女 参 画 課 長	高 原 み ゆ き
文 化 文 教 ・ 国 際 課 長	福 村 英 明
人 権 同 和 対 策 課 長	酒 井 勇
情 報 政 策 課 長	金 丸 裕 一
中 山 間 ・ 地 域 対 策 室 長	山 内 武 則
広 報 企 画 監	津 曲 睦 己
交 通 ・ 地 域 安 全 対 策 監	黒 木 典 明

総務部
総務部長 山下健次
総務部次長 土持正弘
(総務・職員担当)
総務部次長 萩原俊元
(財務・市町村担当)
危機管理局長 渋谷弘二
部参事兼総務課長 堀野誠
部参事兼人事課長 四本孝
行政経営課長 桑山秀彦
財政課長 西野博之
税務課長 永田裕志
市町村課長 田原新一
市町村合併支援室長 茂雄二
部参事兼総務事務センター課長 柄本寛
危機管理課長 武田久雄
消防保安課長 川野直記

会計管理局

会計管理者 長友秀隆
会計管理局次長 中西秀徳
会計課長 井上昌憲

人事委員会事務局

事務局長 太田英夫
総務課長 江藤修一
職員課長 大野保郎

監査事務局

事務局長 佐藤勝士
監査第一課長 川越長敏
監査第二課長 道久奉三

議会事務局

事務局長 濱砂公一

事務局次長 岡田英治
総務課長 渡邊靖之
議事課長 富永博章
政策調査課長 日高正憲

事務局職員出席者

総務課主幹 黒田 渉
議事課主幹 壺岐哲也

○高橋委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりでありますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時58分休憩

午前10時1分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連議案等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○高山県民政策部長 それでは、今回御提案しております議案等について、概要を御説明いたします。

今回お願いしております議案は、議案第35号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」及び議案第36号「平成21年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号)」でございます。お手元の総務政策常任委員会資料によって御説明させていただきます。

それでは、委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思います。21年度の2月補正予算案でありますけれども、今回お願いしております県民政策部の補正予算は、まず、一般会計でございますが、一般会計の補正の一番下の計の欄をごらんいただきたいと存じますけれども、今回の補正額は、1億1,229万1,000円の減額でございます。これは、国庫補助決定や執行残、国の補正予算成立等に伴うものでございまして、補正後の予算額は、111億9,217万1,000円となっております。

その下の欄でございますけれども、開発事業特別資金特別会計につきましては、補正額が963万4,000円の増額、これは、株式配当金の増に伴う積立金額の確定に伴うものでありまして、補正後の予算額は、4,617万9,000円となっております。

議案の詳細につきましては、後ほど、担当課長から御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

このほか、本日は報告事項が5件ございます。

左の目次をごらんいただきたいと存じます。IIの宮崎駅西口拠点施設整備事業についてであります。これにつきましては、前回の委員会でも御報告いたしましたけれども、その後の動きにつきまして、事業の全体像を含め、御報告申し上げます。

IIIの宮崎県土地利用基本計画書の改定についてであります。これは、昨年9月の委員会で素案段階で御報告いたしましたが、その後の関係機関との調整等を踏まえた最終案について、御報告申し上げます。

IVの高千穂線鉄道施設整理基金運営協議会の協議結果についてであります。これは、先月15日に協議会を開催しましたので、その結果につ

いて御報告申し上げます。

Vの宮崎交通（株）バス路線廃止検討区間に係る対応方針についてであります。これは、昨年6月の委員会におきまして、宮崎交通から廃止検討区間について申し出があった旨、御報告いたしました。去る1月29日のバス対策協議会において対応方針を決定いたしましたので、その概要について御報告申し上げます。

VIの宮崎国際音楽祭の今後の方向性についてであります。これにつきましては、今年度、音楽祭を考える懇談会を設置いたしまして、その経過につきましては、その都度、委員会において御報告申し上げましたけれども、いただきましたいろいろな御意見を参考に、第16回以降の方向性について考え方を整理いたしましたので、御報告を申し上げます。

以上の詳細につきましては、担当課長から御説明いたします。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○永山総合政策課長 総合政策課でございます。

まず、補正予算につきまして、説明をさせていただきます。お手元の平成21年度2月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、総合政策課、11ページをお開きください。総合政策課の補正予算は、中山間・地域対策室と合わせまして総額で4,905万円の増額補正で、補正後の額は、21億2,297万2,000円となります。その内訳につきましては、一般会計が3,941万6,000円の増額補正、特別会計が963万4,000円の増額補正であります。

それでは、主な内容について説明をいたします。なお、私からは総合政策課の所管事業について説明をさせていただきます。中山間・地域対策室所管の事業につきましては、後ほど、

中山間・地域対策室長から説明をいたします。

13ページでございます。(事項)職員費であります。591万5,000円の増額補正をお願いしております。これは、当初予算では前年度の職員数で積算をしておりましたので、職員の増加等に伴う増額補正を行うものであります。

次の(事項)連絡調整費であります。382万3,000円の減額補正をお願いしております。これは、政策調整研究費の執行残などによるものであります。

次に、(事項)県外事務所費であります。745万4,000円の減額補正をお願いしております。これは、東京、大阪及び福岡事務所の運営経費の執行残に伴うものであります。

14ページでございます。(事項)定住自立圏推進費であります。6,050万円の増額補正をお願いしております。内容につきましては、後ほど、総務政策常任委員会資料で御説明をさせていただきます。

次の(事項)県計画総合推進費であります。446万2,000円の減額補正をお願いしております。これは、5のスポーツメディカル・サポートシステム推進事業の臨時職員賃金の執行残などによるものであります。

次に、15ページをごらんください。(事項)エネルギー対策推進費であります。6,821万1,000円の増額補正をお願いしております。16ページをごらんください。説明欄の3のメガソーラー全県展開支援事業、4の太陽光発電システム導入促進事業などにつきましては、補助金の執行残等による減額であります。5の「緑の分権改革」推進事業を今回新規事業としてお願いしております。その内容につきましては、後ほど、委員会資料を用いて説明をさせていただきます。

次に、17ページをごらんください。開発事業特別資金特別会計であります。(事項)積立金であります。1,228万7,000円の増額補正をお願いしております。これは、九州電力の株式配当金が当初の見込みを上回ったこと等に伴い、積立金を増額するものであります。

次に、(事項)繰出金であります。250万円の減額補正をお願いしております。これは、当該資金を活用した事業を実施するための一般会計への繰出額の確定に伴い、減額を行うものでございます。

続きまして、総務政策常任委員会資料で御説明をさせていただきます。

お手元の総務政策常任委員会資料3ページをお開きください。定住自立圏等民間投資促進事業についてでございます。この事業につきましては、昨年11月補正で4億5,000万円余の予算を認めていただいたところですが、その後、国から追加の内示がありましたことから、今議会において再度、補正をお願いするものであります。

(1)の事業目的、(2)の事業概要につきましては、昨年説明申し上げたのと同じ内容でございます。本県で定住自立圏の形成に取り組んでおります都城市、延岡市、日向市の3つの圏域において、地域医療の維持向上に資する事業に対し、助成を行うものであります。

(4)の補正額は6,050万円で、内訳は、都城市圏域で2医療機関に対して2,900万円、延岡市圏域で2医療機関に対して1,040万円、日向市圏域で1医療機関に対して2,110万円であります。

次に、5ページをお開きください。「緑の分権改革」推進事業であります。

まず、(1)の事業目的ですが、これは、国の2次補正予算で措置をされたもので、地域のク

リーンエネルギー資源を活用することによって、分散自立型・地産地消型社会を形成すること、あるいは地域の自給力と創富力を高めるという「緑の分権改革」を推進するものであります。

(2)の事業概要であります。①の事業スキームにありますとおり、市町村の分も含めまして都道府県が国に事業提案を行い、採択された事業について国から委託を受けて実施するものであります。本県の事業内容につきましては、②にありますとおり、まず、県分ですが、地域エネルギーの利活用促進や地域に経済効果を生み出す仕組みの検討、間伐材を活用するための調査検討を行います。また、この中で地域展開として検討します県北プロジェクトにつきましては、延岡市と連携して実施することとしております。また、市町村分ですが、高鍋町が少しここに記載しておりますが、太陽熱とあわせて、事務所等の廃熱もあわせて、その利用に関する実証調査等を行います。また、都農町が、草質ペレット利活用に係る実証調査、そして高千穂町が小型風力発電に関する実証調査を行うこととしております。現在、国に提案を行っているところでございます。

(3)の事業費でございますが、県及び市町村分を合わせて1億円、全額、国からの委託費ということになっております。

続きまして、繰越明許費について説明をさせていただきます。

お手元の平成22年2月定例県議会提出議案(平成21年度補正分)の9ページをお開きください。第2表繰越明許費補正でございます。総合政策課所管で2件ございます。1つ目は、太陽光発電システム導入促進事業であります。1,833万3,000円の繰り越しをお願いしております。これは、県庁舎に太陽光パネルを設置するもので

ありますが、設置工法の検討に時間を要したこと等により、年度内の事業完了が困難になったものでございます。なお、事業の完了は、22年8月を予定しております。

次の「緑の分権改革」推進事業であります。1億円の繰り越しをお願いしております。これは、先ほど説明をいたしましたとおり、現在、国に提案中であり、事業採択が今月中に行われる予定であるため、年度内の事業完了が困難であることによるものであります。なお、事業の完了は、23年3月を予定しております。

補正予算については、以上でございます。

次に、報告事項でございます。

総務政策常任委員会資料にお戻りいただいて、7ページでございます。宮崎駅西口拠点施設整備事業についてでございます。本事業につきましては、1月の委員会において、県有地の貸し付けに関する取り扱いについて御報告をいたしました。今回、契約の締結等を行いましたので、改めて報告をさせていただきます。

まず、1の借地契約の締結につきましては、前回御説明した条件に基づいて契約を締結し、3月1日から貸し付けを開始しております。

次に、2の全体の整備計画については、次のページをごらんください。8ページの下段の建物位置図・配置図にございますように、図面右側の市有地に壱番館、図面左側の県有地には立体駐車場、多目的広場等が整備される計画となっております。次の9ページの上のほうに完成予想図がございますが、真ん中にありますのが市有地の壱番館、その左側の奥のほうは県有地の立体駐車場となっております。その下の建物断面イメージにありますように、壱番館につきましては、14階建ての複合ビルとなっております。真ん中の県有地につきましては、4階建てで、470

台収容の立体駐車場及び駐輪場が整備され、多目的広場については、市民イベント等に活用することとしております。この壱番館の状況について、7ページを開いてください。2の1)の③に用途を示しております。1階にバスセンター、金融機関等、2階・3階には観光案内施設、飲食・物販店舗、4階から7階にはオフィス、8階にはコンベンション施設とホテルのロビー、9階から14階がホテルの客室となっております。なお、ホテルにつきましては、JR九州ホテルの出店が決まっているところでございます。

3のスケジュールにつきましては、壱番館については来年秋ごろの開業を、立体駐車場についてはことし秋ごろに運用開始、さらに駐輪場については来年度中の供用開始を予定しております。

なお、本日午後1時より、本事業の工事着手に当たり、事業者主催による安全祈願祭が行われることとなっております。

総合政策課からは以上でございます。

○山内中山間・地域対策室長 中山間・地域対策室からは、補正予算のほか、報告事項1件について御説明いたします。

まず、補正予算の主な内容であります。お手元の平成21年度2月補正歳出予算説明資料の14ページをお願いします。まず、(事項)中山間地域活力再生支援費であります。5,505万8,000円の減額補正をお願いしております。これは、15ページの説明欄に記載しております1の中山間地域集落点検モデル事業から4の中山間地域等創造支援事業までの事業での補助金の執行残などによるものであります。特に、4の中山間地域等創造支援事業につきましては、補助を行ったもの以外にも幾つか市町村からの提案、相談

がございましたが、事業計画について市町村と十分協議を行い、さらに計画を詰める必要があると判断したものであります。当該案件につきましては、引き続き協議を行っているところであります。

次に、(事項)地域活性化促進費であります。1,571万4,000円の減額補正をお願いしております。これは、説明欄の3、離島活性化対策費における離島航路補助金の執行残などによるものであります。

次に、(事項)エネルギー対策推進費ですが、16ページの説明欄の2、水力発電施設周辺地域対策事業であります。1,128万4,000円の減額補正をお願いしております。これは、国庫補助決定などに伴うものであります。

最後に、(事項)土地利用対策費ですが、291万2,000円の減額補正をお願いしております。これは、説明欄の3、届出勧告事務費における事務費の執行残などによるものであります。

続きまして、繰越明許費についてであります。

お手元の平成22年2月定例県議会提出議案(平成21年度補正分)の9ページをお願いいたします。第2表の上から3つ目、離島体験滞在交流促進事業であります。1,650万円の繰り越しをお願いしております。これは、日南市が日南市大島に宿泊施設を新設する事業であります。日南市において事業が繰り越しになることから、県においても繰り越しとなるものであります。なお、事業の完了は、ことしの10月初旬を予定しております。

次に、報告事項であります。

常任委員会資料の10ページをお願いいたします。宮崎県土地利用基本計画書の改定についてであります。

まず、1の概要であります。県土利用の基本方向等を示す土地利用基本計画書について、昨年度、国土利用計画（宮崎県計画）を改定したことから、法令に基づき、今回、改定を行うものであります。

次に、2の改定に係る取り組み状況ですが、5月に方針を決定し、9月に当委員会への改定素案報告後、パブリックコメントのほか、県国土利用計画審議会や各市町村長の意見をお聞きし、取りまとめたところであります。

次に、3の主な改定内容であります。人口減少その他の経済社会情勢の変化に関する記述など、国土利用計画（宮崎県計画）との整合を図るほか、本県の土地利用に係る課題として懸念される事項や土地利用転換等に係る具体的事象への対応について、4項目を盛り込んだところであります。例えば、すぐ下の左側の四角囲みで申し上げますと、都市計画区域外での無秩序な宅地開発などが懸念される場合に、都市計画手法による開発の規制・誘導について検討を進める旨を盛り込んだところです。なお、これら4項目については、改定素案からの変更はありませんので、後の説明は省略をさせていただきます。

次に、11ページ、4の改定素案からの修正点として、国の関係機関等との調整により一部文言の修正を行っております。なお、修正後の全文につきましては、別冊で添付しておりますので、後ほど、ごらんいただきたいと思います。

最後に、5の今後の予定でございますが、法に基づき、国土交通大臣の同意を得た上で、本年3月下旬に決定、公表したいと考えております。以上であります。

○亀田秘書広報課長 秘書広報課の補正予算について御説明をいたします。

歳出予算説明資料の19ページでございます。秘書広報課の補正予算は、2,970万円の減額をお願いいたしております。補正後の額は、4億1,251万5,000円でございます。

主な内容について御説明いたします。21ページをお願いいたします。（事項）職員費でございます。1,254万9,000円の減額をお願いいたしておりますけれども、これは、給与改定とか、あるいは職員の人事異動に伴う執行残でございます。

（事項）秘書業務費でございます。473万2,000円の減額をお願いいたしておりますが、これは、事務費とか、あるいは交際費などの執行残でございます。

（事項）広報活動費でございます。1,057万1,000円の減額をお願いいたしておりますけれども、これは、県の広報誌の印刷経費の入札残、あるいは県のホームページ関係の委託費の入札残などによります執行残でございます。

秘書広報課は以上でございます。

○橋本統計調査課長 統計調査課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の23ページをごらんください。統計調査課の補正予算といたしましては、4,141万3,000円の減額補正をお願いしております。

主な内容につきまして御説明いたします。25ページをごらんください。（目）統計調査総務費でございますが、971万2,000円の減額補正をお願いしております。これにつきましては、（事項）職員費の減額でございます。

次に、（目）委託統計費につきましては、3,137万5,000円の減額補正をお願いしております。このうち主なものにつきまして御説明いたします。26ページをごらんください。（事項）経済セ

ンサス費の1,400万7,000円の減額補正でございますが、これにつきましては、平成21年経済センサス基礎調査費のうち、調査用品等に係ります発送業務委託経費の入札残や、調査事務経費の減額などによるものが主な理由でございます。

次に、27ページをごらんください。(事項) 農林業センサス費の522万4,000円の減額補正でございますが、これにつきましては、市町村交付金のうち、調査員数の変更による報酬等の減額を初め、調査事務経費の減額などによるものが主な理由でございます。

次に、(事項) 全国消費実態調査費の478万6,000円の減額補正でございますが、これにつきましては、市町村交付金のうち、調査事務費の減額によるもののほか、調査の広報経費等の減額が主な理由でございます。これら委託統計費につきましては、すべて国庫委託決定に伴います補正でございます。

統計調査課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○長嶺総合交通課長 総合交通課の補正予算につきまして御説明をいたします。

歳出予算説明資料の29ページをお願いいたします。総合交通課の2月補正は、2,323万2,000円の減額でございます。補正後の額は、6億4,948万5,000円となります。

補正の主なものについて御説明をいたします。30ページをごらんください。(事項) 地域交通ネットワーク推進費、1,827万8,000円の減額をお願いしております。主なものとしましては、説明欄1の地方バス路線等運行維持対策事業1,193万7,000円の減額でございます。これは、生活交通路線等の維持確保を図るため、バス運行費や車両購入費を国と協調して、または県単独で補助するものでございますが、このうち国

と協調して行いますバス運行補助につきまして、国の補助単価が当初見込みよりも低かったことから、国に合わせて減額等を行ったことによる執行残でございます。次に、3の地域バス再編支援事業の500万円の減額でございます。これは、市町村が住民の意見等を踏まえまして導入いたしましたコミュニティバスなどの運行費に対する補助でございますが、その補助実績や燃油価格の下落等によりまして、当初の見込みを下回ることになった執行残でございます。

次に、32ページをお開きください。(事項) 高千穂線鉄道施設整理基金事業費でございますが、181万5,000円の減額をお願いしております。内訳としましては、説明欄1、高千穂線鉄道施設整理基金管理事業の24万円の増額でございますが、これは基金の運用益収入が当初の見込みを上回ることによる基金への積立金の増額等でございます。また、2、高千穂線鉄道施設整理基金補助事業の205万5,000円の減額でございますが、これは、旧高千穂線鉄道施設のうち、住民の生活の障害等になっていました施設の撤去費を、基金を財源として補助を行うものでございますけれども、補助を行う予定にしておりました沿線自治体が、施設の一部を他の事業を活用して撤去することになったこと等による執行残でございます。

総合交通課の補正予算は以上でございます。よろしく御審議ください。

続きまして、委員会説明資料のほうで御報告を2件させていただきます。

委員会資料の13ページをお開きいただきたいと思います。高千穂線鉄道施設整理基金運営協議会の協議結果について御報告いたします。

この協議会は、旧高千穂線の沿線自治体が高千穂鉄道株式会社から寄附を受けました鉄道施

設のうち、不要となりました施設の撤去財源を安定的に確保するために設置した宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金の管理・運営等について協議を行う組織でございますが、その第2回協議会を先月の15日に開催いたしました。

委員構成は1にあるとおりでございます。昨年の2月に第1回の協議会を開催しておりますが、そのときに、資料の下のほうに掲げておりますが、参考として、基本スケジュール等掲げておりまして、これなどの確認をしております。基本スケジュールのところをごらんいただきたいと思っております。21年度の欄でございますけれども、沿線自治体では、撤去対象物の選定などを進めているところであります。そして、協議会としましては、22年度に向けまして、今回の協議を行ったところでございます。

その協議結果につきましては、2、協議結果のところをごらんいただきたいと思っております。今回、2回目となります協議会におきましては、2に掲げております(1)(2)について決定及び確認を行ったところでございます。まず、(1)のほうでございますが、協議会では、平成22年度中に不要施設の撤去計画、基金の積立計画を作成する予定にしております。それらを作成するために必要な調査費等を、基金を財源として平成22年度に行います補助の対象とすることとしたところでございます。なお、補助金の交付先は、施設を保有しております沿線自治体になります。

補助対象経費の具体的な内訳につきましては、下の表をごらんいただきたいと思っております。全部で3つございますが、まず1番目としまして、撤去対象施設の撤去費を調査するために必要な費用への補助といたしまして1,234万2,000円、2つ目といたしまして、撤去対象施設のうち、

損壊した場合に二次的被害発生のおそれがありますものの損傷・劣化状況を調査するために必要な費用への補助といたしまして280万5,000円を予定しております。なお、この補助金額につきましては、沿線自治体が現時点で必要と見積もっているものでございまして、今後の撤去対象施設の選定状況によりまして減少する可能性がございます。また3つ目は、不要施設が災害等によって壊れた場合に必要となります応急措置費用への補助でございます。金額としましては150万円を予定しております。ただ、この応急措置の補助につきましては、災害等の発生の都度、協議会で再度協議いたしまして、承認が得られた場合に限り、沿線自治体に補助を行うこととしております。これら3つの費用に対する補助事業につきましては、平成22年度当初予算案に計上をさせていただいているところでございます。

最後に、(2)でございますが、今後も、昨年度確認いたしました基本スケジュールに沿って、県及び沿線自治体で必要な作業を続けることを改めて確認したところでございます。

基金運営協議会につきましては、以上でございます。

続きまして、14ページをお開きいただきたいと存じます。宮崎交通(株)のバス路線廃止検討区間に係る対応方針について御報告いたします。

まず、1の廃止検討区間の概要をごらんください。宮崎交通から、昨年6月5日に開催いたしました平成21年度第1回宮崎県バス対策協議会におきまして、平成22年4月1日からの廃止を検討しているバス路線14区間について申し出があったところでございます。

次に、2のこれまでの取り組みでございます

が、①にありますように、まず、この宮崎交通からの申し出を受けまして、県バス対策協議会の廃止検討区間に関係いたしております6地域分科会に、関係する市町村、宮崎交通、国、県で構成いたしますバス路線対策会議を設置いたしました。次に、②でございますけれども、各バス路線対策会議におきましては、利用状況調査や地元自治会への説明会の実施などを通じまして、利用実態や住民ニーズの把握を行い、対応を検討いたしたところでございます。③、このような検討結果を踏まえまして、関係する6地域分科会でそれぞれ対応方針の協議がなされまして、④になりますけれども、去る1月29日開催の平成21年度第2回県バス対策協議会におきまして、各地域分科会からの報告を踏まえ、県バス対策協議会の対応方針を次の3のとおり決定したところでございます。

3の対応方針に示しております表の一番下の合計の欄をごらんいただきたいと存じます。宮崎交通から申し出のありました廃止検討区間14のうち4区間につきましては、代替措置を含めまして存続する方針といたしました。それから、残り10区間につきましては、利用者が少ないなどの理由から、廃止もやむを得ないとの結論に至ったところでございます。

右側の15ページの表をごらんください。各廃止検討区間に係る平成22年4月1日からの対応を一覧表にしております。表の左側の番号欄の1番、5番、13番をごらんいただきたいと思っております。これら3区間につきましては、平成22年4月1日からの対応のところに掲げておりますように、国、県の補助金を活用したり、関係する市や町が宮崎交通に運行費を支援するなどして存続を図る方針としております。また、12番でございますけれども、この区間につきましては

は、宮崎交通のバス路線としては廃止をされるわけでございますけれども、かわりに日向市がコミュニティバスを運行することで路線の存続を図る方針としております。

関係市町を中心とする関係者の御協力によりまして、このような対応方針が得られまして、住民生活に必要な区間につきましては、路線の維持ができたものと考えております。県といたしましては、今後とも、関係者と連携をしながら、バス路線の維持確保に努めてまいりたいと思っております。

○高原生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の補正予算について御説明申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の33ページをお開きください。生活・協働・男女参画課の補正予算額は、総額で2,533万4,000円の減額補正でございます。補正後の額は、5億801万6,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。36ページをごらんください。(事項)消費者支援対策費でありますけれども、420万1,000円の減額補正をお願いしております。主な理由といたしましては、説明欄の2、消費者自立支援対策費において、県内3つの消費生活センターで実施している啓発等に要する経費の執行残や、3、消費者被害防止・解決支援費における消費生活相談員に要する経費の執行残によるものでございます。

続きまして、(事項)消費生活センター設置費でございますが、539万5,000円の減額補正をお願いしております。主な理由といたしましては、説明欄1、消費生活センター運営費において、消費生活センターの通信費など運営管理費の執行残や、2、生活情報センター管理費における

生活情報センターの警備、清掃等の委託料などの入札残によるものでございます。

続きまして、37ページをごらんください。(事項) 消費者行政活性化基金事業費でございますが、241万6,000円の減額補正をお願いしております。主な理由といたしましては、説明欄の3、消費者行政活性化事業におきまして、消費生活相談窓口の強化などに取り組む市町村に対する補助金等の執行残によるものでございます。

生活・協働・男女参画課からの説明は以上でございます。

○福村文化文教・国際課長 文化文教・国際課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の39ページ、文化文教・国際課のところをお願いいたします。文化文教・国際課の2月補正額は、5,080万6,000円の減額で、補正後の額は、50億2,905万1,000円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明をいたします。41ページをお開きください。(事項) 県立芸術劇場費の338万9,000円の増額であります。42ページでございますが、主なものとしましては、まず、説明欄の1、県立芸術劇場大規模改修事業費の716万2,000円でございますが、これは、国の地域活性化・きめ細かな臨時交付金の補正予算成立に伴い、劇場の給排水設備やホールの内装等の改修を前倒しして国の交付金で行うこととしたことによる増額が5,762万3,000円、また、改修工事費等の入札残に伴う減額が5,046万1,000円でありまして、その差し引きにより716万2,000円の増となったものであります。また、2の県立芸術劇場管理費の377万3,000円につきましては、備品購入における入札執行残等に伴う減額でございます。これら増減を合わせまして、前ページの下に掲げまし

た338万9,000円の増額となったところであります。

続きまして、(事項) 海外渡航事務費の247万円の減額であります。これは、旅券窓口非常勤職員の人件費の執行残及びその事務経費の執行残等に伴う減額でございます。

43ページをお開きください。(事項) 国際交流推進事業費の2,041万3,000円の減額であります。主なものとしましては、まず、説明欄1の外国青年招致事業につきましては、国際交流員の報酬等の執行残に伴う減額、また、7のアンニョンハセヨ！少女少女国際交流事業につきましては、夏休み期間中に予定しておりました当事業が、新型インフルエンザの影響により中止になったことに伴う減額、それから9のブラジル宮崎県人会創立60周年記念事業につきましては、旅費及び委託費の執行残に伴う減額でございます。

その下の(事項) 海外技術協力費の480万7,000円の減額であります。これは、説明欄1の海外技術研修員受入事業につきましては、研修員3名のうち1名が体調不良により途中帰国したことによる補助金等の執行残、2の海外移住宮崎県出身者子弟県費留学生受入事業につきましては、留学生3名の受け入れを予定しておりましたが、1名減による補助金等の執行残に伴う減額でございます。

続きまして、(事項) 私学振興費の2,234万8,000円の減額であります。主なものとしましては、まず、説明欄1の私立学校振興費補助金につきましては、補助対象事業費が当初の見込みを下回ったことによる減額でございます。44ページをお願いいたします。8の私立学校耐震対策緊急支援事業につきましては、補助対象事業費が当初の見込みを下回ったことに伴う減額、それから、9の私立専修学校教育充実支援事業につ

きましては、補助対象事業費が当初の見込みを下回ったことに伴う減額でございます。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。

お手元の平成22年2月定例県議会提出議案(平成21年度補正分)の9ページをお願いいたします。当課分として1件でございます。県立芸術劇場大規模改修事業であります。5,762万3,000円の繰り越しをお願いしております。先ほど申し上げましたように、国の第2次補正予算の成立に伴い、2月補正予算で事業費を計上したところではありますが、年度内の工期が不足することによるものであります。なお、事業の完了は23年の3月を予定しているところであります。

続きまして、報告事項をお願いいたします。

委員会資料の17ページをお願いいたします。宮崎国際音楽祭の今後の方向性についてということでございますが、まず、1の概要であります。宮崎国際音楽祭が平成22年度に第15回の節目を迎えることなどから、音楽祭の総括と今後の方向性を検討するため、県民の方々による懇談会を設置し、幅広い見地からさまざまな御意見を伺いました。懇談会で出された意見につきましては、前の委員会で報告したところでありますが、その中で特に、本県の文化的財産として継続して実施する、県民参加を盛り込むという2点については、委員の総意が得られたということでございます。これらの意見を参考に、主として第16回以降の音楽祭について、県としての方向性をまとめたところであります。

2の基本方針であります。水準の高い演奏を鑑賞する機会を今後も継続して提供するとともに、音楽祭のコンセプトとして、新たに②、県民参加の機会創出による県民全体の文化意識の高揚、③、国内外の若手演奏家の育成と、音楽

を通じた県内青少年の教育を盛り込み、より県民に幅広く愛される音楽祭を目指すということにしております。

3の具体的な内容であります。(1)の運営体制につきましては、音楽監督、総合プロデューサー等が骨格を決定することは従来どおりやりますが、新たに、県民の意見を反映できるような仕組みを導入することとしております。

(2)の実施事業についてであります。①、メインプログラムは音楽祭の原点であります室内楽を主体にして、県民の要望の強いオーケストラ公演については、既存のオーケストラを招聘して実施するということによりまして、国内外の一流演奏家による演奏の鑑賞機会を提供することとしております。それから、②のふれあいプログラムでございますが、これは、従来の鑑賞型プログラムに加え、県民参加や交流プログラムを追加・充実し、低料金で水準の高い演奏会の鑑賞機会及び県民参加、交流機会を提供するということとしております。③の教育プログラムにつきましては、子供たちの鑑賞機会をふやすとともに、県内若手演奏家の育成を充実するなど、音楽を通じた多感な子供たちへの教育の充実強化を図ることとしております。

(3)の関連事業でございますが、民間の有志で実施している周辺イベントとの連携強化や、ボランティア組織の拡充支援を行うことにより、一層の県民参加を図っていくこととしております。

(4)の実施経費でございますが、民間企業の小口協賛や個人サポーターなどにより、一層の収入確保を図るとともに、県支出の見直しを行うこととしております。

なお、本年4月末から開催する第15回につきましても、指定管理者である財団法人宮崎県立

芸術劇場のほうで工夫をいただきまして、地方でやりますサテライト公演の2回公演とか、県民参加という視点で、県内ジュニアオーケストラの出演等を入れ込んで実施することとしております。

文化文教・国際課からは以上でございます。

○酒井人権同和対策課長 人権同和対策課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の平成21年度2月補正歳出予算説明資料の45ページをごらんください。人権同和対策課の補正予算は、総額で1,457万1,000円の減額補正でございまして、補正後の額は、1億4,440万1,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。47ページをごらんください。(事項)人権同和問題啓発活動費で550万円の減額補正をお願いしております。これは、説明欄の1の宮崎県人権啓発推進協議会委託及び2のみんなの人権！思いやり交流プラザ開催事業の国庫委託決定及び執行残によるものでございます。内訳としましては、新聞、ラジオなどの広告料の一部減少ということでございます。

次に、(事項)「宮崎県人権教育・啓発推進方針」推進事業費であります。404万6,000円の減額補正をお願いしております。これは、説明欄の1の宮崎県人権啓発センター事業の国庫委託決定及び執行残でございます。主なものとしましては、研修資料の作成費の一部減少などがございます。

人権同和対策課の補正予算は以上でございます。

○金丸情報政策課長 情報政策課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の青いインデックス、情報政策課のところ、49ページをお開きく

ださい。情報政策課の2月補正額は、3,334万9,000円の増額で、補正後の額は、19億1,174万円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。51ページをお開きください。まず、(事項)職員費でございますが、2,090万円の減額につきましては、職員数の減によるものであります。

続きまして、(事項)行政情報システム整備運営費の1億3,659万3,000円の増額であります。主な内容といたしましては、説明欄の2、県庁LAN運営費でありまして、国の第2次補正予算で創設された交付金を活用して、重要度が高い機器の更新を行うものであり、1億6,001万円を予定しておりますが、当初予算の減額分を差し引き、1億4,977万9,000円の増額をお願いしております。

次に、(事項)電子県庁プロジェクト事業の4,123万5,000円の減額であります。52ページをお開きください。主な内容といたしましては、説明欄の2、電子申請届出システム運営事業でありまして、システム更新に伴い、独自にシステムを構築するのではなく、ネットワークを介して民間のサービス事業者が提供するシステムをそのまま利用する方式に改め、大幅なコスト削減を図ったことによるものであります。

次に、(事項)地域情報化対策費の3,864万円の減額であります。主な内容といたしましては、説明欄2の電気通信格差是正対策費、(1)の携帯電話等エリア整備事業であります。本年度は、延岡市など4市町村15地区で事業を実施しておりますが、このうち諸塚村の1地区について、受信可能な地域であることが確認され、村が事業取り下げを行ったことなどによる減額であります。

続きまして、繰越明許費について御説明いた

します。

お手元の平成22年2月定例県議会提出議案(平成21年度補正分)の9ページをお開きください。第2表であります。繰越明許費として4件の追加をお願いしております。まず、県庁LAN設備更新事業につきましては、先ほど御説明いたしました2月補正において増額をお願いしております事業費の全額、1億6,001万円の繰り越しをお願いしております。

次の自治体クラウド開発実証事業につきましては、9月補正予算で計上した事業費の全額、3億円の繰り越しをお願いしております。これは、国との契約が10月末になったことや、全国共通の標準仕様書の作成がおくれたために開発実証期間が不足し、事業として採択を受けた6道府県のすべてにおいて、事業を繰り越すこととなったものであります。

3つ目のケーブルテレビ施設整備支援事業につきましては、2,500万円の繰り越しをお願いしております。今年度のケーブルテレビ施設整備につきましては、市町村の単独負担分について、国の地域活性化公共投資臨時交付金が活用できることとされましたことから、市町村にも同意をいただいた上で、県単独による支援を実施しないこととしたところであります。しかしながら、追加公募により採択が予定されております高千穂町につきましては、この交付金に関する国の取り扱いが不明確であり、県単独による支援が必要となることが想定されたことから、繰り越しをお願いすることとしたところであります。

最後に、携帯電話等エリア整備事業につきましては、3億5,341万円の繰り越しをお願いしております。これは、延岡市など3市町村の13地区において、用地交渉に不測の日数を要したこ

とや、地質調査により工法の変更が必要となったことなどから、年度内の事業完了が困難になり、繰り越しをお願いするものであります。

情報政策課につきましては、以上であります。

○高橋委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案について質疑はありませんか。

○萩原委員 永山課長、議案第35号関係、定住自立圏の話なんです。例えば都城圏域は、隣の鹿児島県の曾於市、志布志市もですね。同じような予算がつくわけ、これは別々でつくわけですか。鹿児島県は鹿児島県側で定住自立圏の予算がつくんですか。その辺はどうなんですか。

○永山総合政策課長 今回の予算そのものは、定住自立圏に取り組んでいることが条件ではございませんで、それに組み入れているところも含めてということになりますので、限定されているというわけではないんですけれども、それぞれ民間病院等に対して支援をするということですから、志布志についてどうかという確認はしてありませんけれども、できないというわけではないと思います。

○萩原委員 定住自立圏構想という言葉に惑わされるんだけど、何かというと都城盆地と曾於市、志布志市と言うんですね、道路から医療から。同じように鹿児島県もそういう関係で予算を組むのかなと思ったものだから。

○永山総合政策課長 都城を中心とした志布志等の圏域についてのこの交付金については、きょう、提案している分だけということで、鹿児島県では予算はついていません。志布志は別の圏域でまた定住自立圏を組んでいますので、そこでどうなっているかというのはまた鹿児島県の話ということだろうと思うんです。

○萩原委員 別に組んでおるということは、志布志は二重に組むわけですか。

○永山総合政策課長 この定住自立圏構想のおもしろさは、組み合わせが自由だということで、圏域を固定するのではなくて、それぞれがその特徴を生かすために、いろんな手足が広げられるというところが特徴でございまして、例えば日向・入郷地区も定住自立圏構想を組んでいます。延岡の定住自立圏の中にも日向等も入ってきているという形でございまして、さまざまな定住自立圏があり得るということになっています。

○高橋委員長 ほかにありませんか。

○武井委員 まず、総合政策課の14ページなのですが、5のスポーツメディカル・サポートシステム推進事業の執行残について御説明ください。

○永山総合政策課長 スポーツメディカル関係につきましては、宮崎県のスポーツランドの魅力のアップ、あるいはスポーツ少年団とか部活動等のサポートをするために、特に整形外科を中心としたメディカルサポートのプログラムをつくっていかうという宮崎大学の取り組みと県が連動して、そういうシステムをつくっていかうというものでございます。県の役割としては、医師会であるとか、スポーツ団体等との連携ということでございまして、予算的には、臨時職員及び非常勤職員を措置しておりましたけれども、事業がそこまで進まなかったということで、臨時職員等を使わなかったということの減額でございまして。

○武井委員 わかりました。

次の15ページの4番、中山間地域等創造支援事業の4,878万6,000円、これについて改めてお願いします。

○山内中山間・地域対策室長 この中山間地域等創造支援事業は、市町村と地域住民が一体と

なって行う地域づくりを最大3年間支援するもので、ソフト、ハードとも対象となる事業であります。先ほど説明した中で、市町村から相談があった事業について、当該市町村と幾度も事業計画、事業内容の協議を行ってきたわけですが、具体的には、例えば既存の直売所を活用したネットワークの構築と、それから新たな施設の整備というような構想だったんですね。ところが、いろいろ協議していく中で、具体的に新しくつくるものばかりに目が行っていて、既存のものの整理——特産品にしても、どこに何を置くとか、そのあたりが熟度というんでしょうか、非常に厳しい現実があつて、雇用も生まないといけないし、所得向上も少しは図りたいというような思いで新しくつくりたいということだったんだけど、既存のものとの整理が不十分だというようなこともありまして、いろいろ協議を行った結果、今回の申請はちょっとということ……。その後、地域づくりの専門家による地域診断とか受けて、そのアドバイスをもとに、実際直売所を運営している方とか、関係者がいろいろ協議をして、体制づくりとか今、やっているところであります。

○武井委員 ということは、新規と既存と含めてどれぐらいの事業数に取り組もうとしたけれども、例えば10個取り組もうとしたけれども、3つしかできませんでしたとか、そういうことではなくて、そもそも事業としての具体的な取り組みまでにも至らなかったという理解でよろしいということでしょうか。

○山内中山間・地域対策室長 今申し上げたケースについてはそういうことです。ただ、全体としては、今回は7件の申請がありまして、6件採択をして、1件は不採択。それ以外のものについて今、説明を申し上げたような内容で

あります。

○武井委員 わかりました。

次に移ります。同じく21ページ、秘書広報課なんですけど、ホームページの416万9,000円の執行残について説明をお願いします。

○津曲広報企画監 これは、県庁のホームページを運営する仕組み、システムを運営する入札をやっております。これが安く済んだということです。

○武井委員 わかりました。

最後に1点、51ページですが、情報政策課の県庁LAN運営費なんですけれども、増額で補正が出て、繰り越しも出ているんですけれども、これについては、国の補正の成立に伴う補正、これは県単ではないんですか。国の補正の成立との関係がよくわからなかったものですか。

○金丸情報政策課長 22年度当初で県単費用で事業を予定しておりましたけれども、国の今回のきめ細かな交付金を適用することができるということにより、21年度補正できめ細かな交付金を活用するという事で補正に計上し、全額を繰り越すということにしたものでございます。

○武井委員 確認ですけれども、それがなかった場合は、次年度にもともと予算を立てて行う予定の事業であったということでしょうか。

○金丸情報政策課長 この全額ではございませんけれども、県単費用ですので、当然、財源を踏まえてやらなきゃいけないんですが、交付金を使えるということなので、非常に心配の種であったものなんかを前倒しで実施するという事としております。

○武井委員 わかりました。以上です。

○権藤委員 15ページの中ほどの地域活性化の

3、離島活性化対策費の1,500万残ということなんですけど、全体像とこの内容を、勉強不足で悪いんですが、御説明をいただけますか。

○山内中山間・地域対策室長 これは、離島航路補助金という、具体的には延岡と島浦間を運航している民間の会社があるんですけども、その離島航路の営業の赤字分を国と県と市が補てんする制度であります。国が補てんした残りを県と市で負担をすると。具体的に不用残が出たのは、国庫補助の充当率が全国の離島の赤字分に対して、国全体で予算措置するものですから、去年は補正等もあって、はっきり言うと充当率がすごく高くて、逆に言うと県の負担は非常に少なく済んだということで、不用残となったものであります。

○権藤委員 わかりました。

次、42ページ、芸術劇場ですが、私の聞き間違いかどうかかわかるのだけれども、1の入札残が5,000万というふうにあったような気がしたんですが、5,000万の入札残というのは、全体の予定した金額等を含めて大規模改修の工事内容を縮小したのか、あるいはやったけれども、今の非常に過大な入札で5,000万も出たんだろうかという疑問があるんですが、いかがでしょうか。

○福村文化文教・国際課長 先ほど、当初事業分で5,046万1,000円の補正と申し上げたところでございますが、その内訳としましては、需用費が2件の193万5,000円、それから委託料の10件ということで4,852万6,000円でございます。これは、13件改修工事等を予定しておったんですが、その入札執行残ということで御理解いただきたいと思います。それと、単価を見直して設計額を見直したということで5,000万の減でございます。

○権藤委員 その5,000万残った分の総額は幾ら

と言われたですか。

○福村文化文教・国際課長 当初の予算額が1億8,168万4,000円を予定しておりましたが、この減によりまして1億3,122万3,000円で済んだということでございます。

○権藤委員 次は44ページ、8の私立学校耐震対策緊急支援事業というもので1,000万ほどあるわけですが、私立の耐震事業そのものが、例えば、全体でまだあるんだったら、耐震事業というのはやる内容は決まっているわけだから、これをトータルととらえて、繰り上げてほかにやらないかんとところがいっぱいあると、そういう運用はできなかったのかという意味です。

○福村文化文教・国際課長 これは1,000万ほどの補正になっておりますけれども、当初、6校で22棟の申請を予定しておったんですが、現実的には4校で9棟の申請しかなかったということでこういうような減額ですが、実際は学校の経営状況とかによりまして、申請を前提としておりますので、こういう結果になったところでございます。

○権藤委員 こういう事業については、やらないかんとというのはわかっているわけだから、入れ込みというか、例えば、6校が4校になったとしたら、あと2校分をほかのものをするとか、そういうようなことで、やっぱり急いだほうがいい事業ですから、残さないようにやったほうがいいんじゃないかと私は個人的に考えますので、今後についてはそのようにお願いできたらと。

○福村文化文教・国際課長 積極的に学校のほうにもこの制度について、また呼びかけてやりたいと思っております。

○権藤委員 さっき、武井委員からもありましたが、51ページの県庁LANの買いかえという

ようなことなんですが、具体的な件名を教えてください。

○金丸情報政策課長 具体的にどういうのをやるかといいますと、一番多いのはスイッチ類の交換です。いろんなところにスイッチがたくさんありまして、それが突然ふぐあいを起こすというようなことがありまして、今回どういう考え方でやるかといいますと、まず、それが故障したら全庁に影響が及ぶ、これを重要分類1、それから、例えば延岡地区だけが影響を受けるとか、そういうのを分類2といたしまして、特に14分類、優先順位1のものについて、スイッチ類、本庁のスイッチでありますとか、本庁の光ケーブル、そういったものを今回、実施をしたいというふうに考えております。

○権藤委員 わかりました。

○福田委員 新規事業の緑の分権改革、これについて詳しくお聞きしたいんですが、本県の事業内容を課長のほうから概略説明いただいたんですが、県と町村、これをもう少し内容を砕いて説明していただけますか。

○永山総合政策課長 まず、県では、具体的な実証として、農業分野において、今の石油資源に依存している状態をどう脱却していくかという観点から、一つは太陽熱の利用、それから木質ペレットの利用、そして畜ふんペレットの利用、この3テーマで農政分野についてはやっていきたいと思っています。

それから、林業関係で言いますと、間伐材等をエネルギー源としてうまく活用していく、特にコスト面等についての実証実験をやっていきたいというふうに思っております。

それからもう一つ、これは県民政策部のほうで取り組んでいきたいと思っていますが、そういう環境価値が大切にされる社会になってきて

おりますので、宮崎県においてどういう価値を生み出していくか、あるいはどう活用していくのかということ、例えば排出権取引であるとか国内クレジット、あるいはJ-V E Rとかさまざまなものがありますけれども、その実態の把握、それを宮崎県においてはどうやって活用できるんだらうかということについて少し研究をやっていきたいというふうに思っております。

それから、高鍋町については、太陽熱及び事業所の熱を、蓄熱技術を使って、そして事業所等の冷暖房あるいはハウスの暖房等に使うという考え方でございます。

それから、都農町につきましては、草を使ってペレットをやる。そしてハウス暖房に活用して使うという考え方でございます。

高千穂町については、ハイブリッド型の風力発電、太陽光と組み合わせさせた風力発電、これを街路灯あたりの電力として使って、観光資源として活用できないかということがメインテーマになります。

なお、この3町については、自然エネルギーの賦存量自体の調査も含めてやっていく計画になっております。

○福田委員 ありがとうございます。今、説明いただいた内容で、排出権については目新しい事業だと考えておりますが、太陽熱、畜ふん、ペレット、こういうものについては、農業分野等ではかなりやってきたんですね。どういう新たな実証実験をやられるのか、私も関心を持っておりますが、例えば畜ふんにしましても、どちらかといいますと、今、高城の南国興産で本県が一番畜産公害になる畜ふんを処理していますね。処理して電力、水蒸気をつくったり、あるいは燃焼かすを肥料にしたりしているわけ

ですが、ついせんだって、新聞に畜ふん発電が出ていましたから、どうかなと思って、議会でも今から10年ぐらい前か、イギリスの口蹄疫が出たときに、当時の骨粉を処理する施設として、骨粉や畜ふん等を混合してやっている施設を見せていただきました。今の日向の市長が農政水産部長をしているときですから、随分前ですね。あれからして宮崎県においてはどうかなという気がいたしました。

それから、太陽熱につきましては、私は蓄熱については非常に興味があります。やっているところもありますしね。これはビルの冷暖房等には非常に有効だと思うんですが、本県、農業県を考えた場合は、太陽熱を温水にするシステムを開発して、それを温水ボイラーに利用すれば、かなり重油を使おうが、あるいは木質ペレットを使おうが、草質系のペレットを使おうが、私は効果があるなと思って、以前からいろんな会派の勉強会等では提案しているんですが、そういう比較的軽易で効果の上がる、しかもローカル性があるものについて取り組んでもらう必要があるのかなというふうに、これは繰り越されていますから、今からいろんな利用方法が出てくると考えております。

それと、木質はわかりますが、草質ペレット、どういう草を考えておられるんですか。宮崎県は粗飼料が不足しておるんですが、野草ですか。

○永山総合政策課長 これは都農町からの提案でございますが、道路とか農道とか、そのあたりの草を刈ったもの、それを有効活用しようというふうな考え方で、これについては、都農町は首都圏の大学とつながってしまっていて、かなり研究を進めているということでございますので、おもしろい取り組みではないかなというふうには思っております。

○福田委員 そうしますと、草質系については、畜産の粗飼料とバッティングしない、いわゆる道路の野草等を刈り取ったものを工業で使うと。しかし、それは量的には限界があるでしょう。カロリーとして、熱源として使う場合。

○永山総合政策課長 例えば枝の剪定とかそういうものについても活用していこうということなんですが、おっしゃるとおり、量的にどうかという問題はきっとあるだろうと思っています。すべてのエネルギーを草質で賄うというのは恐らく無理な話だとは思いますが、できるだけ無駄をなくしていこうという考え方で、都農町については、これまで木質ペレットに取り組んできましたので、それとあわせて草質もやっていこうということです。それについて支援をしていきたいということでございます。

○福田委員 もう一つ、本県の課題であります木質、いわゆる間伐材の有効利用、これも随分議会でも、現地調査もずっと長い間やってまいりました。今のように石油価格が安定しますと、途端に木質系とか、あるいはほかのエネルギーを使っただけの空調、冷暖房や温室の暖房に対する熱意が薄れるんですよ。今、完全に木質は薄れているんですよ。宮崎県でも木質ペレットの工場が今、立ち上がっているんですが、その地におられる議員の話を聞きますと、困ったものだという話をお聞きしているんですよ。これは確実に使える、いわゆるCO₂収支ゼロで使える工業系でないと、施設の膨大さ、経費の高さ、夜間の自動搬送システム等を考えますと、私は農業系では無理かなと思うんですね。その辺を念頭に置いてぜひ、総合政策ですから、全産業を見て開発をしてほしいと考えております。

○永山総合政策課長 木質ペレットについては、恐らく出口としてはおっしゃるとおり、少し大

き目の企業で考えていかないと合わないだろうというふうに思っております。昨日も大分の企業に来ていただいて、我々、あるいは農政、環境、一緒になって話し合いをしたんですが、委員がおっしゃるような方向でしっかり描いていきたいなどは思っています。

○福田委員 前、皆さん方の県民政策部になる前に企画調整部というのがあったんですね、あそこでクリーンエネルギーとして天然ガスを使ったハウス暖房システムの実証を一回やったんですよ。私も関係したんですが、これもうまくいかなかったんです。なぜかということ、季節性ですね。私はそのとき、反省事項としまして、季節性があるから、天然ガスをLPGのように、充てん圧縮をする設備を備えれば十分やっつけられるなど。宮崎県にはふんだんに使っても100年近い賦存量があるそうですから、これが今度はいっていませんが、宮崎県の宮崎平野に賦存しています天然ガスは、クリーンエネルギーの最たるものです。聞きますと、今、宮崎ガスの市民ガスの15%から20%が宮崎平野のガスだそうですね。今、公共施設で暖房と冷房で天然ガスを使っているのは佐土原の総合庁舎だけですね。ぜひ、この辺も考慮いただきたいと考えております。

○永山総合政策課長 この緑の分権改革につきましては、宮崎県のエネルギー活用の全体像を示すということではなくて、あくまでも現時点での提案ということできさせていただきましたけれども、現在策定中の総合計画においては、エネルギーをどうとらえるかというのは非常に大きな観点だと思っています。その中では今、おっしゃった天然ガス等も含めてどう取り組んでいくのかということはいっしょに検討はしたいというふうに思っております。

○押川委員 私も関心があったところでありませうけれども、今、福田委員のほうからもろもろあったから、内容については大体理解いたしましたけれども、調査というのは新規の中でやられるというふうに思いますけれども、期間というのはある程度決めてあるんですか。実証しようという、そして提案型で国から返ってくるわけでしょうけれども、ある程度の期間をもってされるのか、そういうものはないのか、ただ提案すれば国が承認すればそういう形で流れてくるのか、そこ辺の流れを聞かせていただきたいと思います。

○永山総合政策課長 期間というのは実施の時期という……。

○押川委員 調査とか、これが軌道に乗るまでの。

○永山総合政策課長 これはあくまでも21年度の補正予算の措置ですので、繰り越しを行って、22年度中には終わらなければならないということでございます。したがって、採択をされましたら、4月から早速、着手をして、23年の3月には国に対して報告ができるような状態に持っていかなければならないということでございます。ただ、それですべてが答えが出てしまうというわけではなくて、次へのステップということだというふうに思っております。

○押川委員 わかりました。

○前屋敷委員 専門用語だろうと思うんですけども、言葉も非常に難しく、自然エネルギー賦存量という、余り聞きなれないものですから辞書を引いたんですけども、「賦存」というのがなかったりして、どれだけエネルギーが確保できるかという意味だろうと思うんですけども、それとか、今度、事業の地域が特定されているんですけども、見ますと、宮崎以北とい

うことになっているようなんですね。事業内容を示して、各自治体に公募して、県北のほうに結果的になったものなのか、その辺の特定はどうだったんですか。

○永山総合政策課長 まず、賦存というのは、どれだけ存するかということで、どれだけ眠っているかということです。潜在的にどれだけあるかということでございます。

それから、市町村につきましては、全市町村に対して、こういう事業があるので手を挙げませんかという募集を行いました。その結果、3町及び延岡市から提案があったところがございます。ただ国の事業のスキームが市町村についてはおおむね3団体程度ということでございましたので、延岡市については、提案内容が間伐材等の利活用ということでございましたので、県の事業の中で一緒に取り組むという形にして、提案としては県及び3町という形になったものがございます。

○前屋敷委員 応募してきたところが県が示した目標とぴったり一致したわけですね。

○永山総合政策課長 そのとおりでございます。

○前屋敷委員 43ページの私学振興費のところなんですけれども、教育改革推進特別経費補助の減額が244万4,000円、これは、見込みを下回ったということですが、私学すべての学校を対象にしていると思うんですが、内容と、どうして下回ったのかというのを示していただけるといいんですけども。

○福村文化文教・国際課長 これは、私立学校で特色ある教育をするということに着目した補助金でございますけれども、その特色あるというのは、例えば、伝統文化に力を入れているとか、キャリア教育に力を入れているとか、国際化に取り組んでいるとか、そういうことに着目

した補助金でございますので、学校のほうから私どもはこんなことをしましたということで申請をもらうんですが、それをチェックしまして、それが当初の予算に達しなかったということで244万の減ということでございます。

○前屋敷委員 もう一つ、次のページの耐震対策緊急支援事業、先ほどの御説明で、6校22棟だったのが、申請が4校9棟だったということで、この経費で国、県、その他それぞれ3分の1で、その他というのが各学校自前で負担するという分になるんですね。

○福村文化文教・国際課長 そのとおりでございます。

○前屋敷委員 本来なら、国と県あたりで全額補助するというのがいいんだと思うんですけども、現段階では3分の1で事業ができると、今、耐震化、非常に進めるという状況がありますので、先ほど委員からの提案もありましたが、積極的に活用ができるように、各学校にはそういう要請も行いながら、ぜひ、予算化されたものが十分活用できるように進めていただきたいと思います。

○福村文化文教・国際課長 この事業の支援そのものは、今年度で終わりということでございますので、来年以降は、また国の制度とか、そういうことを活用して耐震制度そのものはやっていくということになるかと思えます。

○榎藤委員 聞き忘れた点で、36ページの一番下の生活情報センター管理費というところで、入札残というふうに聞いたんですが、これは、管理を入札で出している、ビルの管理とか清掃とか、そういうようなものかなと思うんですが、300万残ったものの全体との関係を教えてください。

○高原生活・協働・男女参画課長 生活情報セ

ンター管理費というのは、基本的にさまざまな委託が含まれておりまして、警備の委託、清掃の委託、空調関係の委託、エレベーターの保守点検、中がいろいろありますけれども、トータルで1,177万2,000円を当初予算でお願いしておりました。結果的に、警備の委託について入札残があり、清掃の入札残がありという形で、この委託料として242万8,000円が減額ということでございます。

○榎藤委員 私どもが清掃関係の仕事をしているビル会社とか、ビルの管理会社とか、そういうところからお聞きしているのは、一時は県外から殴り込みが来て、物すごい赤字みたいになるという話があったんですが、それは今、入札でほとんど防止できているのかなと、今度は余り乱売で行くと、そこに雇われている人の給料がちゃんと出るのかなという意味合いで問題が出てきているのではないかと思いますので、最低制限価格等の検討に当たっては、そういうことを十分に、今度は、関連についてはまた5%上げようという本会議での答え等もあったんですが、赤字ではだれがやってもできないわけですから、そういうこと等はまた、個人の給料の問題が最低を割るようなことは法律にも触れるわけですから、十分に最低価格の制限について、管理費的なもの、これは特に留意をして入札に臨んでいただきたいということを要望しておきたいと思えます。以上です。

○高橋委員長 ほか、ございませんか。

○押川委員 先ほど、緑の分権改革の説明の中で、草質あるいは太陽熱はハウスで使うという話だったと思うんですけども、具体的にもう少し説明をいただくとありがたいと思えます。

○永山総合政策課長 まず、県での太陽熱については、先般発表しましたが、三鷹光器と組ん

で、集光技術を使ってかなり高い温度まで持っていきます。これをどこまでやれるか、これは暖房だけではなくて冷房にも使えるのではないかと、かなりハイレベルな研究ができるのではないかなというふうに思っております。

それから、都農町の草質については、まさにペレット化して、現在、木質ペレットの実証実験をやっているところで、同じボイラーでやってみるということでございます。

○前屋敷委員 私学の耐震のことで、先ほど、申請が4校9棟だったというのは、この事業全体でこれで、ことしでこの事業が終わりということだったんですけれども、この予算を使って最終的に4校9棟だったのか、年度内だけが4校9棟だったのか。もし、そうであれば、全体では何校で何棟の事業が行われたのかがわかれば。

○福村文化文教・国際課長 これは20年度に8校で15棟、21年度で4校の9棟ということでございます。

○前屋敷委員 わかりました。

○高橋委員長 議案についてはよろしいでしょうか。

次に、その他の報告事項について質疑はありますか。

○萩原委員 西口拠点のことでお尋ねします。駐車場と壺番館、これは経営をすべてグリーンズフィア特定目的会社がやられるのか。それと、グリーンズフィアの会社の概要、大口出資者並びに役員がわかるのか、そこまで。

それと、3つも次から次だけれども、どういう理由で駐車場を20年間というふうに——普通、建物は耐用年数は25年とか30年ですね。ちょっと中途みたいな気がするんだけど、入れか

わるということはないだろうけれども、これは貸しビル方式、オーナー方式なのかどうか、その辺ももっと詳しく。

○永山総合政策課長 まず、壺番館については、グリーンズフィア特定目的会社が直接建設を行い、管理運営を行っていくこととなります。駐車場につきましては、資料の7ページの2の2)に書いてありますが、三進金属工業株式会社、これは、駐車場運営について募集を行って、最後に選定でここが残ったということですが、ここが運営を行っていくこととなります。

それから、グリーンズフィアにつきましては、県内の商工会議所グループの企業が出資をしたということですが、具体的な企業名については、我々にも明らかにされておられません。以前、例えば雲海酒造であるとかいうふうなことで話が出たこともありますが、現時点において、どこがということについては聞いておりません。ただ、県内の商工会議所グループの企業が出資をしているということでございます。

それから、グリーンズフィアにつきましては、税制上の特例措置等を行うための資産流動化法に基づく会社になりますので、その経験があるところということで、本社は東京の事務所に置きます。そこで行っていきますが、実際の建物のコントロールについては商工会議所が行っていくという形になります。

それから、駐車場の20年ということですが、借地借家法上の定期借地権契約、どの年度を使うかということなんですが、20年の定期借地権という制度を使ったということで、期間としては20年ということでございます。

○萩原委員 駐車場の三進金属工業というのは、グリーンズフィアが三進に運営を任せますよと

いう方式ですか。

○永山総合政策課長 正確に言いますと、建設及び運営をここに任せるといって形でございます。

○萩原委員 建設といたら、建設の設備のお金も任せるといってことですか。

○永山総合政策課長 そういうことでございます。

○萩原委員 もう一つ、グリーンスフィア、東京に事務所を置くということだけれども、会社の概要と出資者、宮崎県の商工会議所連合会の皆さんだろうと思うけれども、例えば、僕は都城だけれども、都城商工会議所が幾らか出資し合うのか、会議所の常議員の人たちが例えば300万とか500万とか出資するのか、その辺のことは詳しくわからんのですか。

○永山総合政策課長 商工会議所としての出資はございません。あくまでも商工会議所に属する企業が出資をします。県内の10数社ということで聞いております。最低出資金額として5,000万円以上ということでございまして、かなり大口の出資ということでございます。

○萩原委員 やっぱり県が貸すわけだから、運営が三進金属であろうが、その辺のところはわからんのですか。

○永山総合政策課長 現時点では出資者については、我々に話は聞いておりません。

○萩原委員 5,000万円といたら相当の力のある会社で、大体想定されるのはわかるけれども、グリーンスフィアの会社の目的はここだけの目的なのか、別にいろんなことをやっているのか、会社の目的、定款みたいなのは。

○永山総合政策課長 グリーンスフィアといいますのは、資産流動化法に基づいてこの土地をうまく活用するというので、その目的のためだけの会社でございまして、壺番館あるいは駐

車場の運営等を行う会社ということでございます。

○萩原委員 だれが社長で、副社長がだれでというぐらいはわかるでしょう。

○永山総合政策課長 社長は東京の本社の方、経理等を行う専門の方ということで聞いております。

○萩原委員 課長、これは宮崎県のためだけに作る会社でしょう。通常の一般論からいけば、このビルの中に会社があってもいいわけですね。それが、東京に事務所があって、一般管理に余計な金がかかるわけだが、小さな親切大きなお世話かもしれんけれども、会社のことだからやるだろうけれども、代表取締役はだれでというのはある程度わからないと、貸すわけだから、会議所には大物がたくさんそろっておるだろうから、倒産とかそういうことはないと思うけれども、一応、代表取締役社長がだれで、株がどのぐらいでということ最低限必要な事項じゃないのか。

○永山総合政策課長 社長は東京の共同会計事務所の方で、海田雅人でございます。

○萩原委員 どんな人か知らんけれども、どこかの会議所の大きな会社の会計事務をやっている人か、人間的な何かつながりがあるだろうけれども、そうすると、本社といたって、会計事務所にペーパーだけがあると、実質はこちらがやっておるんだろうけれども、人の会社だから余計なことかもしれんけれども、最低限、一応県が20年間貸すわけだから、運営が三進金属であろうがどうであろうが、グリーンスフィアというのに運営を任す以上は、県が貸す相手はグリーンスフィアでしょう。その辺のところをぴしゃっとしてもらわんと、何も倒産とか何とかそういうことの心配じゃなくて、最低限必

要なことは出さなきゃいかんのじゃないかなと思うけれども、資本金が幾らで、取締役社長がだれで、そういうところをひとつ出していただければと思うけれども、それは個人情報でも秘密情報でも何でもないわ。

○前屋敷委員 この会社が土地を有効活用するということが宮崎駅前になったんですが、この会社は、そういう形でノウハウを持って全国展開をしているような会社なのかどうかですね。

○永山総合政策課長 この会社は、この宮崎駅の土地を活用するためにつくった会社でございます。ただ、会計事務処理等が資産流動化法に基づき専門的な知識を要するというので、本社等を東京に置き、会計事務所がそれを行うということでございまして、実際のコントロール、事業運営については、商工会議所グループが行っていくということでございます。

○萩原委員 ということは、実際は、宮崎の商工会議所会頭が実質的なオーナーだけれども、会計事務とかいろいろややこしいのがあるから、出資者のどこかの会社の会計さんだろうと思うのよね。あんたが名前だけ社長をしておけということなんでしょう。

○永山総合政策課長 実質的な運営は商工会議所グループが行って、その中の中心の方が行っていくということだと思います。

○萩原委員 そうであっても、一応、会社の概要ぐらいは出すべきだと思うのよね。例えば、商工会議所連合会会長が恐らく宮崎商工会議所会頭になるだろうけれども、表向きは副社長か、あるいは会社の代表取締役を持った会長になるのか、名目上は東京の会計事務所の人を社長にしておるけれども、ワンランク上に代表取締役権を持った会議所会頭が座るとか、そういう何かあるはずなんですね。

○永山総合政策課長 私も知っていて黙っているわけではなくて、なおかつ、知らなければならぬというふうに思っていることも事実なんです。現時点においては、出資者がだれかということについて明らかでない。この前、記者会見も商工会議所グループが行ったんですが、その段階でも明らかでない。我々に出ている情報として、東京に本社を置いて、先ほど申し上げたように、社長が決まっていると。県内で10数社が出資をすることになっているというところまでございまして、現時点ではそういうふうな御説明をさせていただきました。ただ、我々が知り得て、きちっと御報告できる段階ではそれはちゃんとやらせていただきたいというふうに思っています。

○萩原委員 そうしたら、宮崎商工会議所会頭は中島さんだったけれども、専務に一応、議会がこういうことだから概略だけでもいいからひとつ出してもらえんものかとあなたがきょう言ってもよかよ。ひとつ出してください。

○永山総合政策課長 専務とは何度か話し合いをやっているところではあるんですが、現時点においては私は知り得ていないんですけれども、そういう努力はしたいと思っています。

○武井委員 確認ですが、当社は、故人にられましたけれども、中島勝美前商工会議所会頭が社長をなさっていたということだったと思うんですが、そういった意味で、いつ、どのタイミングで辞任なされたのか、それとも在任中にお亡くなりになったという形になったのか、そのあたりをお聞かせいただきたいんですが。

○永山総合政策課長 詳しい時期については私は承知しておりませんが、グリーンズフィア特別目的会社ということでまず会社ができまして、この建設等のための準備行為を行ってまいりま

した。それを資金流動化法に基づく特定目的会社として切りかえたということでございます。その段階で、法律に基づく会計事務等が生じてきますので、社長を東京に定めたということで聞いております。

○武井委員 わかりました。

立体駐車場、県有地の件なんですけれども、三進金属工業株式会社というところが落札というか、運営するという事になっているんですが、これについては県は全くかかわらずに、グリーンスフィア会社がこの三進金属に決めたということよろしいですか。

○永山総合政策課長 業者については商工会議所グループのほうで選定をしたということでございます。

○武井委員 わかりました。

引き続き、西口の件を少し伺いたいと思うんですけれども、実際にこれからグリーンスフィア会社が運営をしていくに当たり、建物の用途とか、そういったようなことについていろいろこれから議論をしていくだろうと、例えばテナント募集とか、いろんなプロセスがこれから発生していくわけなんですけれども、そういったものの中において、県として発言できる場というのは何がし担保されていくのかということについて伺いたいと思います。

○永山総合政策課長 現在、テナントについては、かなり決まってきたというふうな話は聞いておりますが、ただ、全部が埋まっているわけではございませんので、現在、募集をしているということでございます。県側からは、当然、県有地を使うわけですから、公序良俗とか、そういうふうなことにかんがみて、ふさわしくない者は入れるなというふうな話をしておりますけれども、基本的に運営は任せてまいります

ので、それほど大きな口出しをすることは無いというふうには思います。

○武井委員 JR九州ホテルの件について伺いたいんですが、今、ホテルがそれこそ、5～6年前から宮崎市内で1,500床ぐらいふえているということで、大変な過当競争になっているということが報道されているんですが、そういった意味で、旅館業協会あたりからもJR九州ホテルが来ることにはいろいろと意見もあったようなんですが、これは、JR九州とグリーンスフィアの関係というのはリース関係、どういったような形で、箱をつくったものに対してテナントとしてJR九州が入るということなのか、JR九州がホテルを建てるのか、そのあたりをお聞かせください。

○永山総合政策課長 あくまでも壺番館はグリーンスフィアが建設をいたします。テナントとしてJR九州が入ってくるということで聞いております。旅館業協会等とさまざまないきさつがあったということはお聞きはしておりますけれども、最終的には了解を得た上で進出をするということで伺っております。

○武井委員 そういったことなんですけれども、また逆に言うと、テナントということは、JR九州ホテルが仮に撤退をするということになると、ここががばつとあいてしまうということになりますので、そのあたりの契約といいますか、安定的にしっかりと長期間契約されるかどうか、一番顔になる部分でもあるので、そのあたりもあわせて確認をお願いしたいと思います。

もう一点、バスセンターなんですけれども、今、宮交のバスは駅前の古いのと2つのところから出ているんですが、いろんないきさつの関係で、これは総合交通課長に伺ったほうがいいのかもしれないんですが、例えば鹿児島行きと

か長崎行きとかというのは、JR九州が敷地の利の関係で、駅前のほうから出ているわけですね。行き先によって駅の中から出るものと外から出るのは、わかりにくい上に非常に不便であって、特に駅の顔ですから、課題が多いかと思うんですが、そういった意味で、新しくバスセンターができたときに、鹿児島線とか長崎線の乗り入れについて、JR九州あたりとの協議というのはしっかりと進むのかどうか、どちらでも結構ですけれども、伺いたいと思います。

○永山総合政策課長 まず、JR九州に限らず、テナントに入っていただくところについては、グリーンスフィアとしても経営上の問題がありますから、できるだけ長い期間をちゃんと確保するというように努めているようでございます。具体的な担保措置等については我々はわかりませんが、できるだけ長くいてもらえるような形、特に、宮崎県にとっても、JR九州がホテル運営で入るということは、新幹線等の効果等も含めて、観光客の誘致にかなり大きな要素になるのではないかなというふうに期待もしているところでございまして、安定的にそこにおいて経営をしていただければというふうに思っております。

○長嶺総合交通課長 バスの乗り入れの件ですが、今、委員御指摘のとおり、長崎と鹿児島は前の営業所のほうから出ておまして、構内の中には入っておらないという状況になっております。宮崎交通もその辺につきましては、非常に心配されておまして、いろいろとJR九州本社のほうにお話をされているというふうに伺っておまして、要望は伝わっているというふうに認識しております。

○武井委員 これについては、利便性という意味でいったら著しく問題ですし、こう言っ

て申しわけないんですけども、JR九州という会社が公共性が高い会社であれば、やはりJR九州にこれは改めていただかなければいけない点であろうと思いますので、今後とも、県のほうとしても、これについてはJR九州に対して、今のままだと、せっかくバスターミナルができて、鹿児島行きだけはどこか道路のバス停から乗ってくださいみたいな話になってしまうことになってしますので、これについてはくれぐれもJR九州に申し入れのほうをお願いしたいと思います。以上です。

○福田委員 土地利用計画についてお尋ねしたいんですが、10ページに懸念される事項への対応ということで資料としてお出しいただいておりますが、以前から私はいろんな機会をとらえてお話ししているんですが、土地利用の関係法というのは非常に不公平感をつくっておるんですね。事例で説明したいと思いますが、宮崎市では、県道宮崎高鍋線、俗に言いますと古賀病院のある通りですね。あれに立派な道路が抜けたわけでありましたが、以前は山でしたからね。まだ抜けまして10数年ですが、同じ行政の中で都市計画法の網をかぶっている区域とかぶっていない区域が農地とか山林であるんですね。かぶっている区域は悲惨ですね。二束三文。かぶっていない無指定地域については非常にラッキーということで、事例を挙げますと、場外馬券場ができましたし、あるいは食品の卸問屋の雪印アクセスですか、ああいう大きい企業等とかいっぱいできているんですよ。ところが、同じ地域にありながら、網をかぶったところは全くその恩恵に浴していない。どちらと申しますと、あれだけの道路をつくりますと、それなりの施設が張りついてしかるべきだと思うんですが、それが経済効果にもつながると思うんですが、そ

の辺は今回、どういうふうの開発規制、誘導される考えなのか、まずお聞きしておきたいんです。

○山内中山間・地域対策室長 土地利用基本計画書についてのお尋ねですけれども、土地利用基本計画書は、概要のところにも書いておりますけれども、県土利用の基本方向等を示すということと、行政部内の総合調整機能を果たすという役割を実は持っております、懸念される事項への対応としてまず挙げておりますのは、今後取り組むべき方向性、いわゆる具体的な個別規制法の解釈について述べるものではなくて、方向性を示すものというふうな形で位置づけております。土地利用転換等に係る具体的な事象への対応というのは、既に発生しているんですけども、各個別規制法で解釈を運用されている内容について、今回、改めて明記をしたということであります。おっしゃる部分については、具体的には、例えば、土地利用転換に係る具体的事象への対応の④、市街化調整区域で、農業地域でもある地域については非常に厳しい状況で、そうではないところについては開発も進み、土地利用の有効活用が図られているのではないかという御指摘だというふうにご考えておりますけれども、そこについては、ここにわざわざ要件の例として書きましたのは、具体的には、例外規定もあるということを示したかったために、今回、明記をしたところです。従前からいきますと、この市街化調整区域の部分については、「特定の場合に限り開発を認める」という表現だけだったんですけれども、具体の解釈の、抽象的ではありますけれども、例示規定というのをここに挙げさせていただいて、それを公表して、例外規定もありますよということで明記をさせていただいたというふうに御理解いただき

たいと思います。

○福田委員 なかなか理解が難しいお話ではありますが、私は、土地利用について、いろんな不公平感があるから、その不公平感の是正、いわゆる都市計画法や農地法や山林法やいろいろ関係法がありますが、その辺の整合性をびしっと持たせないといかんということなどを常々考えていまして、本会議場でもいっぱいこの問題は議論が出ておりますが、卑近な例を私は見ているものですから、同じ地域でありながら、一方では100戸の住宅団地ができて、一方では全然売り物にもならない、そういうような土地が併存するということは、県民にとって不公平感につながるというふうに考えていますし、特に宮崎市、40万都市でありまして、しばらくはまだ周辺の利便性の高いところは人口がふえるんですね。地価が高いところよりもどうしても安いところ、そういうところに来てもらったほうがまた地域の活性化にもつながるという考えを持っていますから、不公平感のない土地利用計画の改定をしてもらいたいという気持ちを持っております。あとは関係法がいっぱいありますから、その辺の整合性について私はよく理解できませんが、手順、手続を踏んで、その理念が少しでも不公平感の解消ができるような方向に誘導をしてほしいなど、こういうふうにご考えておりました、押川委員もまた別の考えを持っておるようですが……。

○押川委員 私もちよっとお聞きしたいと思うんですけれども、中山間地、私のところあたりもそうありますけれども、農地であって改良ができない水田としての位置づけがなかなか除外できないんですね。例えば、自己保全をされているような水田があるけれども、農地としてそれが除外できないものですから、ほかのもの

をしたいけれどもできないという声を相当聞きます。何とか農地法を外していただくような法律等で改善をしていただくのであれば、いろんな山地関係の中でも活用はあるんですけども、そこあたりが抜けないということで、このようなのはこの中では恐らく出てきていないと思うけれども、そういう議論というものはあるのかなのか、お聞きをしておきたいと思います。

○山内中山間・地域対策室長 今、御質問のありました件については、具体的には個別規制法と言われる農振地域の除外でありますとか、農転のお話だというふうに理解をしておりますけれども、この土地利用基本計画書については、あくまでも全体の調整を図るということで、その部分については個別規制法の運用にお任せしますということで、この土地利用基本計画書の性格はそういうふうになっております。

福田委員からのお話がありましたけれども、土地利用規制に関してはさまざまな議論がありまして、私どもとしましては、具体的な事象への対応というので、今現在できる、行政部内で都市計画法だ農地法だ、いろいろあります。その中で、今まで「特定の場合に限る」としか書いていなかったのを、例示を挙げさせていただいて、少しでもこれからの、現に発生している事象で、この土地利用基本計画書に書いて、行政部内の総合調整機能を果たすということで、関係部局と十分協議をした上で、そこまでは出していかないといけないんじゃないかということで、十分ではないかもしれませんが、少しでも明らかにしていくと。例外じゃだめだよというお話はあるのかもしれませんが、一歩でも前に進めたいということで今回、織り込んだところです。以上です。

○押川委員 せっかくこういう資料なり出して

いただいて、今、言われるように、ある程度明確化をしていただいておりますから、そういう中で、私もこれを見たから、中山間地の中での自己保全あたりの農振地除外あたりも検討の中に今後入れていただけるような方向があるのであればなという期待も実はあったところであります。今、福田委員が言われたように、都市開発ができるようなところと、そういう農振地とのアンバランスというものが相当あるんじゃないかと思えますし、今後、そういうこともさらにまた顕著な部分が出てくるといえるものがあれば、同時にそういったものも議論していただくとありがたいということで発言をさせていただきました。

○高橋委員長 委員の皆様にお諮りしますが、このまま協議を続けるのか、まだかなり質疑ございますか。15分ぐらいまでに終われば引き続き。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、引き続き質疑を……。

○権藤委員 常任委員会資料の15ページ、これで宮交のバス路線が検討されて、廃止とかいろいろあるんですが、その中で、例えば3番目の綾川荘、7番目の高岡温泉・祇園台、11番目の吉松駅、こういったところ等については、関係する町と宮交とで意見を調整したとか、そういうことがあるんでしょうか。

○長嶺総合交通課長 地元自治体等との話し合いの件でございますけれども、先ほども御説明をちょっとさせていただきましたけれども、バス路線対策会議というのを開きまして、地元の実情を十分お聞きしながら、その中で検討をさせていただいたという経緯がございます。右の欄に利用者が少ないということで書いておりますが、地元のほうにもそういう実態があるとい

うことで、今回、やむを得ないけれども、そういうことになったというふうに理解しております。

○権藤委員 それからもう一つ言えば、4番と7番の5.5回とか6.5回という比較的回数が多いところも一挙になくなるということになるわけですね。私は非常に難しい兼ね合いになると思うんですが、宮交としても、例えば吉松駅とかいうのは、交通弱者から見れば、JRにギブアップで任せますよという形だと思っただけなんです。そういう意味で、結構いいのか悪いのか、採算も追求せないかんとということで、お互い物すごく悩まれたと思うんですが、そういう中で、私が考えるのは、切られるほうの市町村、交通手段がそれしかないという場合に、宮交からいけば逆の反論があるんでしょうが、例えば距離数が1キロ未満とか、そういうものについては、確かに、どこで折り返すのがいいのかというのはあるんだけど、それと利用客が1年間もゼロとか、そういう実情も踏まえて、ぜひ、行司役として、県の立場として、定例的にやっただけという軍配を裁くんじゃなくて、それに至る過程も十分にしんしゃくしていただいてやるのが望ましいんじゃないかと思っておりますので、皆さんも大変だとは思っただけなんですけど、要するに、事前の協議というのを重視するような形で県も行司役を引き続きやっていただくように要望しておきたいと思っております。

○武井委員 関連で宮交のバスの件について、質問しにくいところもあるんですけど、質問してまいりたいと思っただけなんですけど、備考の1番のところは関係市が宮崎交通に云々、5番と13番は、国・県補助金を活用した上で関係市が云々と、若干表現が違っただけなんですけど、この違いについてお聞かせください。

○長嶺総合交通課長 お答えいたします。まず、1番の備考欄の宮崎市が支援をするということですが、これにつきまして御説明いたしますと、真ん中のところに「関連系統」というのがございます。西都市から国立東病院まで走っている系統でございます。そのうち、今回廃止検討区間となったのが、左のほうの「区間名」とあります東病院入り口交差点から宮崎国立東病院まで、簡単に言いますと、宮崎空港の埴輪が立っているところのちょっと手前から国立病院に行くまでの区間が廃止検討区間になりました。この路線自体は西都からここまでずっと走っているというものでございます。実際は西都から宮交シティという路線もあります。宮交シティから宮崎空港というのもあります。いろいろ重なっておるわけですが、その中で、全体を西都市から東病院までを残すという方法もございます。いろいろ経費計算をやられた結果、西都市から宮交シティまでは今の路線がありますので、これを活用しましょう、そして、宮崎空港までも今の路線があるから活用しましょうということで、この廃止になる区間を何らかの形でカバーをしましょうということになりました。それについては、宮崎市のエリアになりますので、宮崎市が支援することということで、国、県の長さ10キロ以上とかいう規定があるものですから、そういうことで今回は宮崎市だけということになった。それ以外のところは、国の基準にも乗るということで、国、県もやりません、地元市町村が残りの赤字部分に継ぎ足しをやりませんというような形の差になっております。

○武井委員 わかりました。

5番なんですけれども、今回はこれが一番大きいんだらうと思っただけなんですけど、要は高岡の赤谷から10号線を通って雀ヶ野、高城まで行く路線

なんです、これは8回の運行回数なんです、今後、本数的にはこの8回というのが基本的に担保されるのか、2回とか3回に著しく減回されるのか、例えば去川あたりで全部打ち切りになってしまうのかとか、つまり、差し当たって継続という形にはなっているんですが、その継続の内容というのは、今後詰まっていってしまうことですか、まだ特に決まっていらないということですか。

○長嶺総合交通課長 基本的にはこの*現状のまま、赤字部分について支援をするという形で継続させるという形だと聞いております。

○武井委員 わかりました。

次に移りますが、国際音楽祭なんですけれども、私もこの音楽祭の懇談会については何回か傍聴させていただいたんですが、いろいろと議論されていたかと思うんですが、基本的には残すということが前提の上での話だったということですが、いろんなことが議論されているんですが、一つ議論を聞いていてもなかったなと思うのは、情報公開の今後のあり方ということについて、この方向性にも出てきていないんですが、どのようにお考えなのか、伺います。

○福村文化文教・国際課長 おっしゃるとおり、この懇談会の場で直接、情報公開の意見とかはございませんでした。今までも必要な部分につきましては、情報公開をやってきていますので、引き続き情報公開は努めてまいりたいと考えております。

○武井委員 私も議会でも質問したんですが、その辺が不足をしているのではないかと、この前、課長にはお話ししましたが、タクシー券の問題とか、そういう話もいろいろとしたんですが、つまりは今後、情報公開についての改革みたいなものについて、こういうふうに取り

組んでいきたいとか、そのあたりについて御検討されるのか、されているのか、また、されるところであれば、どういうふうな形で取り組んでいきたいとお考えか、お聞かせください。

○福村文化文教・国際課長 今の時点で具体的に情報公開をどのようにやるかとかはまだ検討しておりませんが、16回以降の方向性を示すに当たって、情報公開の部分も何かを議論しながら進めていきたいと考えております。

○武井委員 以上です。

○高橋委員長 ほかにありませんか。

○萩原委員 例の西口のグリーンスフィア、県には出資の依頼はなかったんですか。

○永山総合政策課長 出資の依頼はございませんでした。

あわせて、先ほどの発言を訂正させていただきます。グリーンスフィアの役員ですが、「うみだ」と申し上げましたが、「かいだ」だそうでございます。なお、東京の共同会計事務所内の方ということでございます。それから、県内企業からの出資は、約14億円ということでございます。

○長嶺総合交通課長 先ほど、武井委員の御質問の5番の運行回数の件でございますが、正確に言いますと、今、話し合いが進んでおりますので、私が予断を与えるようなことを言いたけれども、その話し合いの中で決まっていくということで、それによっては、支援の中身によって多少、運行回数が減る可能性もありますので、ちょっと説明が正確でございませんでした。

○高橋委員長 その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 以上をもって、県民政策部を終

※このページ右段に訂正発言あり

いたします。執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時8分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました総務部補正予算関連議案等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○山下総務部長 総務部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、御審議をいただきます議案につきまして、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料によりまして御説明をいたします。

資料の1ページをお願いいたします。平成21年度2月補正予算案の概要についてであります。

今回の補正は、国の平成21年度補正予算（第2号）の成立及び公共事業費等の国庫補助の決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置することとしたものであります。補正額は、55億9,025万3,000円の減額であります。この結果、一般会計の予算規模は、6,291億3,841万6,000円となります。補正による一般会計の歳入財源の主なものは、地方譲与税が26億円余の減額、地方交付税が24億円余の増額、国庫支出金が121億円余の増額で、繰入金以下はいずれも減額でありまして、繰入金が68億円余、諸収入が39億円余、県債が63億円余となっております。

2ページをお願いいたします。一般会計の歳出の款ごとの内訳であります。主なものを申し上げますと、総務費から労働費まで、いずれも各種基金の積み増し等により増額となっております。農林水産業費と商工費は、国庫補助決

定や貸付金等の執行残による減額で、土木費については、国から交付された地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用して、県単公共事業を増額しているところであります。警察費と教育費は、いずれも職員費の減で、災害復旧費につきましては、21年中に大きな災害の発生がなかったことから減額をするものであります。

8ページをお願いいたします。総務部における2月補正についての課別の集計表でございます。表の21年度補正額の欄の一番下にありまして、総務部といたしましては、合計83億1,812万3,000円の増額をお願いしております。

補正予算案については以上であります。

次に、特別議案関係について御説明をいたします。

9ページをごらんください。まず、議案第46号「宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例」であります。これは、宮崎市と清武町の合併に伴い、宮崎県税・総務事務所の所管区域に関する規定の整備を行うための条例の改正であります。

10ページをお願いします。議案第47号「宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例」についてであります。これは、産業廃棄物税の導入効果の検証結果等を踏まえ、現行の制度を継続し、5年後に再度見直しを行うための改正などを行うものであります。

11ページをお願いいたします。議案第48号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。これは、現行条例の条項を整理いたしまして、適用要件などの基準をわかりやすくするなどの改正を行うものであります。

12ページをお願いいたします。議案第49号「宮崎県地域活性化・公共投資臨時基金条例」につ

いてであります。これは、国から交付された地域活性化・公共投資臨時交付金の一部を基金に積み立てるための条例の制定をお願いするものであります。

13ページですが、議案第54号「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。これは、国家公務員の退職手当制度の改正に伴い、本県職員の退職手当制度についても、同様の措置を講ずるため、所要の改正を行うものであります。

14ページと15ページになりますが、議案第55号「宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例」についてであります。これは、県議会議員の選挙において、選挙公報を発行することについて、条例を新たに制定するものであります。

16ページと17ページですが、議案第56号「宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。これは、県知事選挙において、選挙運動用ビラの作成費用を公費負担することについて、関係条例を整備するものであります。

特別議案といたしましては、以上の7件であります。

最後に、その他報告についてであります。

資料の18ページをお願いいたします。本日、御報告いたしますのは、ここに記載しております県有地における宗教関連施設等について、さらに、22ページになりますが、新宮崎県公社等改革指針の策定について、最後に、26ページと27ページに記載しておりますが、市町村合併の状況について、以上の3件でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長並びに室長から説明をいたさせますので、御審議の

ほどよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○西野財政課長 常任委員会資料の3ページをお開きください。今回お願いしております補正予算の一般会計歳入一覧であります。表の中ほどの太線の中に今回の補正額、補正後の予算額等を掲げております。まず、自主財源であります。112億3,796万1,000円の減額となっております。その内訳について主なものを申し上げますと、県税が7億6,100万円の減額、繰入金が68億2,325万円の減額、諸収入が39億1,972万6,000円の減額となっております。次に、依存財源ですが、56億4,770万8,000円の増額となっております。その内訳としまして、地方譲与税が26億80万4,000円の減額、地方交付税が24億2,502万6,000円の増額、国庫支出金が121億2,986万9,000円の増額、県債につきましては、63億6,522万4,000円の減額となっております。この結果、今回の補正の歳入合計は、55億9,025万3,000円の減額となり、補正後の一般会計の予算規模は、6,291億3,841万6,000円となります。

次に、4ページをお開きください。ただいま御説明いたしました歳入の科目別概要であります。県税、地方消費税清算金につきましては、後ほど、税務課長から御説明いたしますので、それ以外のものについて御説明いたします。

まず、分担金及び負担金につきましては、農林水産業費分担金及び農林水産業費負担金の増等によりまして、1億3,566万2,000円の増額となっております。

次に、使用料及び手数料につきましては、証紙収入の減等によりまして、1億615万1,000円の減額となっております。

次に、財産収入につきましては、各種基金利子等の収入増によりまして、1億8,144万9,000

円の増額となっております。

次に、寄附金につきましては、総務費寄附金の減によりまして、2,345万4,000円の減額となっております。

次に、繰入金につきましては、財政調整積立金繰入金の減等によりまして、68億2,325万円の減額となっております。

次に、諸収入につきましては、商工貸付金の執行残等によりまして、39億1,972万6,000円の減額となっております。

次の地方譲与税と地方特例交付金、地方交付税につきましては、いずれも国の交付決定に伴うものであります。

次に、国庫支出金につきましては、国庫補助金として国から追加交付された臨時的な交付金等の増によりまして、121億2,986万9,000円の増額となっております。

最後に、6ページの県債につきましては、土木債や災害復旧債の減等によりまして、63億6,522万4,000円の減額となっております。

歳入予算につきましては、以上でございます。

○永田税務課長 県税収入及び地方消費税清算金の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の4ページをお開きください。まず、地方消費税清算金について御説明いたします。地方消費税清算金につきましては、7,850万9,000円の増額補正をお願いするものです。これは、清算対象となる全国の地方消費税総額が当初見込みよりも増加したことによるものです。

続きまして、7ページをお開きください。県税収入について御説明申し上げます。予算額①の欄の県税計ですが、当初、874億8,000万円を計上したところですが、今年度の収入見込額は、②の欄の867億1,900万円、当初比99.1%と見込んだところであります。その結果、右の補正額、

②－①の欄にありますように、7億6,100万円の減額補正をお願いするものです。

それでは、主な税目について御説明いたします。同じく、補正額②－①の欄をごらんください。まず、法人県民税が、景気低迷の影響を受けた企業収益の減少により4億2,800万円余の減額、利子割県民税は、銀行預金利子等が当初の見込みよりも堅調に推移しておりますことから、1億8,300万円余の増額、法人事業税は、法人県民税と同じく、企業収益の減少により、9億8,100万円余の減額、譲渡割地方消費税は、当初の見込みより堅調に推移しておりますことから、2億3,600万円余の増額、次に、自動車税につきましては、徴収率が当初見込みより堅調に推移しておりますことから、2億3,300万円余の増額と見込んだところです。自動車取得税につきましては、平成21年度税制改正により拡充されました低公害車特例等の、いわゆるエコカー減税の影響を受けまして、2億2,300万円余の減額と見込んでおります。最後に、軽油引取税でございますが、石油価格の高騰がひとまず落ちつき、消費数量が堅調に推移したことから、4億5,200万円余の増額と見込んだところです。以上でございます。

○堀野総務課長 総務課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の55ページをお開きください。総務課の2月補正予算は、2億134万9,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、13億2,075万6,000円となります。

それでは、補正予算の主なものについて御説明いたします。57ページをお開きください。(目)文書費の(事項)文書管理費でございます。これは、文書の收受発送及び文書の管理・保存に

要する経費でございますが、総合文書管理システム運営管理事業の保守契約の執行残などにより、452万9,000円を減額するものでございます。

次に、(事項) 浄書管理費でございます。これは、印刷機器の保守契約やリース料の執行残などにより、590万円を減額するものでございます。

次に、58ページの(事項) 文書センター運営費でございます。これは、文書センターの消火設備機器及びマイクロリーダーのリース料の執行残などにより、330万円を減額するものでございます。

次に、(目) 財産管理費の(事項) 庁舎公舎等管理費でございます。これは、庁舎等の維持管理に要する経費でございますが、保守管理に要する各種委託業務の入札残などにより、7,148万円を減額するものでございます。

次に、59ページ、(事項) 公有財産管理費でございます。これは、公有財産の管理、運用、処分事務に要する経費でございますが、県有財産の保全工事費の執行残や、県有資産所在市町村交付金の執行残などにより、1,180万8,000円を減額するものでございます。

次に、(目) 県有施設災害復旧費の(事項) 県有施設災害復旧費でございます。これは、各種災害により被害を受けた庁舎など県有財産の災害復旧を行うものでございますが、今年度は被害が発生するような災害がありませんでしたので、今年度末までの予備費を除き、9,070万円を減額するものでございます。

続きまして、特別議案について御説明いたします。議案書では53ページでございますけれども、常任委員会資料で説明させていただきます。

委員会資料の9ページをお開きください。議案第46号「宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例」でございます。この条例につきま

しては、関連する常任委員会に分割付託となっておりますので、総務部に関係する改正部分について御説明いたします。

2の改正の概要でございますが、宮崎市と清武町の合併に伴い、宮崎県税・総務事務所の所管区域から宮崎郡を削除するものでございます。

3の施行期日は、合併の日の平成22年3月23日を予定しております。

最後に、報告事項ですけれども、同じく常任委員会資料の18ページをごらんください。県有地における宗教関連施設等について御説明いたします。

1の概要ですが、本年1月20日、北海道砂川市の神社をめぐる訴訟で、市有地を無償で提供している市の行為が政教分離の原則に違反するとして最高裁の違憲判決が出されたことに伴いまして、本県の県有地における宗教関連施設等について調査を行いました。

調査結果は、2のとおり、宗教関連施設等の存在が確認できた県有地が16カ所ございました。これらの施設の形状、規模はさまざまで、鳥居と社、ほこら等が一体的に設置されているものが5カ所、ほこら、石碑が単独で設置されているものが8カ所、道路上に鳥居が単独で設置されているものが3カ所ございました。お手元に参考として、写真のカラーコピーをお配りしております。これらは施設の主な例でございます。上の写真が鳥居と社、ほこら等が一体的に設置されているもの、下の写真がほこら、石碑が単独で設置されているものであります。詳細は19ページのとおりですので、後ほど、ごらんいただきたいと存じますけれども、なお、これらの施設については、一覧表の5番目の施設を除き、貸し付けは行っておりませんでした。

次に、今後の対応についてであります。今回

の最高裁の判決は、砂川市の神社について、当該神社の形状や祭事を含んだ管理状況を総合的に判断したものでございますので、今後、本県の個々の施設について、設置経緯や祭事等の詳細な調査を行いまして、判決の中の宗教施設に該当するかどうかを含めて、必要な対応を検討していく予定でございます。

次のページをお開きください。20ページ、21ページが今回の最高裁判決の抜粋でございます。説明は省略させていただきたいと思っております。後ほど、ごらんいただければと思っております。

総務課関係は以上でございます。

○四本人事課長 人事課の2月補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の61ページをごらんいただきたいと思っております。人事課の平成21年度の2月補正予算は、9億6,133万円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、54億9,448万4,000円となります。

主なものについて御説明いたします。63ページをお開きください。まず、(目)一般管理費(事項)人事調整費で3,942万9,000円の減額でございます。これは、説明の2の赴任旅費や3の産休及び休職者等の代替臨時職員の雇用等の経費で執行残が生じたため、補正減をするものであります。

次に、(目)人事管理費(事項)人事給与費でございます。説明欄2の退職手当で8億7,003万8,000円の減額でございますが、これは、退職予定者が当初見込みの210名から177名と33名の減となったことによるものでございます。

このほか、(事項)県職員研修費で1,208万6,000円の減額、(事項)職員派遣研修費で392万1,000円の減額でございますが、いずれも執行残に伴う補正でございます。

補正予算につきましては、以上でございますが、次に、議案第54号「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。議案は87ページ以降であります。総務政策常任委員会資料の13ページのほうで御説明をさせていただきます。

1の改正理由についてであります。最近、国におきまして、退職後に懲戒免職処分に相当すると見られる在職中の非違行為、いわゆる法律に外れているような行為ですが、これが発覚をしたり、非違行為を行っていたと見られる職員が自殺をして死亡退職となる事件が発生いたしました。これまでの退職手当制度では、このような場合にも退職手当が支給されることになり、在職中に懲戒免職となった場合等と比較して不均衡が生じていたため、国におきましては、退職手当の改正が今年度から実施されているところであります。このようなことを踏まえまして、本県におきましても、1の改正理由にありますとおり、国と同様の措置を講ずるため、改正を行うということでもあります。

次に、2の改正内容についてであります。まず、(1)の退職した職員に対する退職手当の支給制限及び返納についてであります。在職中の懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合、退職手当支払い前であれば、退職した者に対する退職手当の支給を制限し、退職手当支払い後であれば、退職をした者に退職手当の返納を命ずることができることとなります。また、退職手当の支給制限及び返納に際しては、非違行為の性質などを考慮して、退職手当の一部支給や一部返納ができることとしております。

次に、(2)の退職した職員の遺族等に対する退職手当の支給制限及び返納についてであります。在職中に懲戒免職処分を受けるべき行為が

あったと認められた場合で、既に当該職員が死亡しているときには、退職手当支払い前であれば、遺族等に対する退職手当の支給を制限し、支払い後であれば遺族等に返納を命ずることができることとなります。

最後に、(3)の人事委員会への諮問についてであります。処分を受ける者の権利保護を図る観点から、返納命令等を行う際には、人事委員会に諮問をすることになります。

続きまして、3の改正を要する条例についてであります。職員の退職手当に関する条例を初め、3に記載しております9つの条例について改正を行うものであります。

最後に、4の施行期日についてであります。条例の公布の日としております。

説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○桑山行政経営課長 行政経営課の2月補正予算につきまして、御説明いたします。

歳出予算説明資料の65ページをごらんください。行政経営課の2月補正予算は、1,319万3,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、1億4,367万9,000円となります。

それでは、補正予算の主なものについて御説明いたします。67ページをごらんいただきたいと思います。まず、(目)一般管理費(事項)行政管理費でございますが、1,071万3,000円の減額となっております。これは、県から市町村への権限移譲を行った事務につきまして、その事務処理に要する経費として市町村に交付する交付金等に執行残が生じたための補正減でございます。

次に、(目)文書費(事項)法制費でございますが、141万円の減額でございます。これは、新し

い公益法人制度に係る宮崎県公益認定等審議会という審議会がありますが、その委員報酬等の執行残に伴う補正減でございます。

補正予算の説明は以上でございます。

続きまして、その他報告事項といたしまして、新宮崎県公社等改革指針について御説明いたします。

委員会資料の22ページをごらんください。公社等改革につきましては、本年度は、行財政改革特別委員会が設置されまして、さまざまな御意見、御提言等をいただきながら、新たな指針の策定を進めてまいりましたが、このたび、別冊でお配りしておりますように、新たな指針を取りまとめたところでございます。その指針の概要につきましては、委員会資料に基づき説明をさせていただきたいと思っております。

まず、新たな指針の特徴といたしまして、2つの見直しのポイントを掲げております。まず1点目は、1の対象とする公社等の見直しでございます。従来の指針では、県の出資(出捐)のみを基準としまして、出資比率の多少にかかわらず、すべての出資法人を対象としておりましたが、これにつきましては、一定の比率以上のものを対象としまして、出資比率の低いものは除外する一方で、新たに県の人的関与及び財政的関与を基準に加えることによりまして、より幅広い観点から県の関与度を判断して対象公社等を選定したところでございます。具体的には、中ほどの表に記載のとおりでありまして、まず、①が出資に関する基準でございます。県の出資割合が25%以上であり、かつ、県が最大出資者である法人でございます。

それから、②が県の人的・財政的関与に関する基準でありまして、(ア)は、現役の県職員を派遣している場合で、県の財政支出の法人収入

に占める割合が50%以上、または財政支出額がおおむね1億円以上に該当する法人としております。また、(イ)は、県の退職者が常勤の役員に就任している場合でありまして、財政支出に関する基準は(ア)と同じでございます。

それから、③は、その他特に県の関与のあり方について検討する必要がある法人ということで、行財政改革特別委員会からの御提言も受けまして、県の財政支出割合が指定管理料、公の施設の委託等を受けている法人がございまして、そういったものなどを含めまして収入の80%以上が県の財政支出によっている、そういう3法人などをこの③の基準で選定しております。

この結果、基準の見直しによりまして、45法人が対象となりまして、その一覧表は24ページから25ページに記載しておるところでございます。

再び22ページのほうに戻っていただきたいと思っております。次に、2点目が、2の数値目標の設定でございます。表のとおり、3つの数値目標をこの公社等改革では初めて設定いたしまして、改革に取り組むこととしております。まず、法人の統廃合等によりまして、対象公社等の数を1割程度削減を図ることとしております。具体的には、法人の解散や統合による法人そのものの削減のほか、県の人的・財政的関与について、上の表で御説明しましたように、その基準を下回るように縮減に取り組むことによりまして、対象公社等の数を現在の45法人から40法人へ、5法人程度の削減を図りたいと考えております。

②でございますが、対象公社等の常勤役職員への県職員の派遣数を1割程度削減することとしております。基準といたします昨年4月1日現在で102人の職員が公社等に派遣されておりますが、このうち役員は削減が進んでおりまして

4人、残りの98人が事務局長以下の一般職員、いわば実働部隊として派遣されております。今後、公社等における業務の効率化等を進めていきながら、12人程度あるいはそれ以上の削減を図りたいというふうに考えております。

最後の③でございますが、公社等への財政支出額、これにつきましては、補助金や委託料等の見直しなどを進めることによりまして、当初予算ベースで25年度当初には21年度対比で20億円程度の削減を図りたいというふうに考えております。

次に、23ページをごらんいただきたいと思っております。見直しのポイント以外の新指針の概要をまとめております。まず、1の改革の基本的な考え方ではありますが、公社等の統廃合及び経営自立化の促進に努めることとしまして、先ほど御説明した数値目標を目指すことによりまして、実効性、確実性のある改革を進めていきたいと考えております。また、インターネット等を活用した情報公開を進めて、改革の透明性を高めていきたいというふうに考えております。

次に、2の改革の推進期間は、来年度から24年度までの3年間としております。

次に、3の公社等ごとの改革の視点・方向性でありますけれども、それぞれの公社等の主要な事業についての必要性や公益性、改革の方向性を検討しまして、各公社等ごとに今後3年間の改革工程表を作成しまして、改革に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、4の改革の具体的な取り組み事項でありますけれども、まず、(1)の公社等みずからが主体的に取り組む事項であります。①から③に掲げておりますけれども、最終的な受益者は県民であるという県民本位の成果重視の経営の推進、それから、財務の健全性の確保、県の財

政支出に依存しない経営の自立性の向上、さらに役職員数の適正化など、組織体制の効率化などについて、公社等が法人格を有する事業体として主体的に取り組むこととしております。

次に、(2)の県が取り組む公社等との関係の見直しであります。①と②が人的関与についてでございます。県職員の派遣につきましては、公社等の自立化や経営責任明確化を促進する観点から、真に必要な場合に限り実施するとともに、毎年度、派遣の必要性を見直すこととしております。また、県退職者の推薦は、公社等からの要請に基づくものであって、真に公社等の経営に有効活用される場合に限り実施することとしております。また、再就職の状況につきましては、透明性確保の観点から、特別な事情がある場合を除き公表することとしております。③が財政的関与についてでありまして、公社等への補助金などは、必要性や事業実施効果等の視点から見直しを行うこととしております。

次に、(3)の県出資金(出捐金)の取り扱いについてであります。1行目に新公益法人制度とありますが、従来の民法に基づく公益法人制度にかわる制度が一昨年の平成20年12月に創設されておりまして、従来からの社団法人、財団法人につきましては、5年のうちに新しい公益法人制度へ移行する必要がございますが、その中で、県が出資等を行っている基本財産、そういったものにつきまして、今後、法人においてその取り扱い、用途等について、検討、見直しが行われる可能性がございます。県が出資等をする場合には、当然、一定の目的を持ってなされているわけでありまして、新しい法人制度へ移行後も引き続き、県が出資等を行った当初の目的に沿った活用がなされるよう検討を要請するものでございます。仮に目的に沿わない活

用、あるいは法人自体が解散するといった場合には、県への寄附ということも含めまして要請をすることとしております。

最後に、(5)でありますけれども、法人ごとの主な取り組み事例でございます。各公社等では、改革工程表を作成して改革に取り組んでいくこととしておりますが、そのうち主な事例をここに挙げております。土地開発公社につきましては、来年度末での解散に向けて手続を進めていく予定にしております。また、社会福祉事業団につきましては、県財政支出に依存しない経営の自立化に向けて、本年度中に新たな経営計画を策定して、着実に実施に移っていくということでございます。その他はごらんとおりでございますが、これ以外の公社等につきましても、それぞれ経営基盤の強化や組織体制の見直し、県関与の見直し等に取り組んでまいりたいと考えております。

以上が新指針の概要でございますけれども、現在、県議会のほうでも、公社等改革推進のための条例制定が検討されると伺っております。今後とも、県議会の御指導、御提言等をいただきながら、改革を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

○西野財政課長 財政課の補正予算について御説明させていただきます。

まず、議案第35号「一般会計補正予算(第6号)」についてでございます。お手元の歳出予算説明資料の69ページをお開きください。財政課の2月補正予算は、98億1,901万3,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、1,132億4,892万7,000円となります。

それでは、補正予算の内容について御説明いたします。71ページをお開きください。(目)一

般管理費の中の（事項）諸費でございます。これは、税及び税外収入の還付等に要する経費や庁内共通の経費であります。国庫等返還金に要する経費の増加が見込まれますことから、6,500万円を増額するものであります。

次に、（目）財産管理費でございます。これは、財政課におきまして所管しております基金の積み立てに要する経費でございます。102億794万円を増額するものでございます。その内訳としまして、まず、（事項）財政調整積立金が、利子の積み立てで4,654万4,000円の増額。それから、72ページをお開きください。（事項）県債管理基金積立金が、利子及び追加積み立てで76億5,179万円の増額であります。今回の積み立ては、歳出において、行政経費の抑制、歳入において地方交付税の確保等が見込まれますことから、基金の積み戻しを行うものであります。

次に、（事項）県有施設維持整備基金積立金が872万3,000円の増額、次に、（事項）宮崎県21世紀づくり基金積立金が88万3,000円の増額、最後に、（事項）宮崎県地域活性化・公共投資臨時基金積立金が、新規の積み立てであります。25億円をお願いしております。この基金の概要につきましては、後ほど、御説明させていただきます。

次に、73ページですけれども、（目）元金の（事項）起債元金償還金でございます。これは、元金償還の増に伴い、国への償還金として211万9,000円を増額するものでございます。

次に、（目）利子の（事項）長期債等利子償還金でございます。これは、借入利子の確定に伴い、4億3,592万7,000円を減額するものでございます。

次に、（目）公債諸費の（事項）起債事務費でございます。これは、起債借入れに係る発行

手数料の減によりまして、1,020万円を減額するものでございます。

予算案については以上でございますが、続きまして、特別議案について御説明させていただきます。議案第49号「宮崎県地域活性化・公共投資臨時基金条例」であります。議案書は77ページであります。説明は常任委員会資料で行わせていただきます。

委員会資料の12ページをお開きください。本議案は、地方自治法第241条の規定により制定いたします宮崎県地域活性化・公共投資臨時基金条例を議会の議決に付するものであります。この基金は、1の基金の目的にありますとおり、国の経済危機対策に係る公共投資の円滑な実施を目的に設置するものであります。基金の原資は、概要にも記載しておりますが、国の経済危機対策として平成21年度の1次補正で創設されました地域活性化・公共投資臨時交付金の交付額の一部を積み立てるものでありまして、22年度以降の県単公共事業等の財源として活用するものであります。

財政課は以上でございます。よろしく御願いいたします。

○永田税務課長 税務課の補正歳出予算につきまして、御説明いたします。

歳出予算説明資料の75ページをお開きください。税務課の補正予算は、1億7,852万9,000円の増額をお願いいたしております。この結果、補正後の予算額は、255億2,656万3,000円となります。

77ページをごらんください。（事項）職員費ですが、執行残等に伴いまして、7,881万9,000円の減額となるものです。

次の（事項）賦課徴収費ですが、1億5,132万5,000円の減額をお願いしております。その主

なものとしたしましては、まず、説明欄の1の(1) 徴税活動経費ですが、県税の徴税活動に必要な郵送料、印刷費、旅費等の執行残や、税務電算トータルシステムの機器更新に伴う執行残等に伴いまして、9,153万7,000円の減額、また、(3) 個人県民税徴収取扱費交付金ですが、積算の基礎となる納税義務者数が当初見込みよりも少なかったこと等に伴いまして、4,773万8,000円の減額となるものであります。

78ページをお願いします。(款) 諸支出金につきましては、全体で4億867万3,000円の増額をお願いしております。まず、(事項) 地方消費税清算金につきましては、各都道府県との税収の清算により補正をお願いするものでありまして、4億2,765万7,000円の増額となっております。

次の(事項) 利子割交付金から79ページの(事項) 自動車取得税交付金までの事項につきましては、いずれも、税収の一定割合を市町村に交付する法定交付金でございますが、それぞれ交付金の算定対象期間の税収の増減に伴いまして、補正をお願いするものであります。まず、(事項) 利子割交付金が9,549万4,000円の増額、次の(事項) 配当割交付金が194万5,000円の減額、次の(事項) 株式等譲渡所得割交付金が722万6,000円の増額、次の(事項) 地方消費税交付金が4,106万2,000円の増額、次の(事項) ゴルフ場利用税交付金が844万2,000円の増額、(事項) 自動車取得税交付金が1億6,886万3,000円の減額となっております。次の(事項) 利子割精算金につきましては、各都道府県との精算により補正をお願いするものでありまして、40万円の減額となっております。

一般会計補正予算につきましては、以上でございます。

次に、委員会資料の10ページをお開きくださ

い。議案第47号「宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1の改正の理由ですが、平成17年度に導入された宮崎県産業廃棄物税条例につきましては、附則において、施行後5年を目途に社会経済情勢の推移等を勘案し、規定等を検討して必要な措置を講ずることとなっております。このため、当時、一斉に導入した九州各県や施策の担当部局である本県環境森林部とともに、本年度、本税の導入効果等を検証した結果、最終処分量や焼却処理量の減少など、循環型社会の形成に一定の効果があると認められたことから、現行の制度を継続することとし、5年後に再度見直しを行うこととしたものです。あわせて、徴収猶予制度について、所要の改正を行うこととしております。

なお、昨年11月議会の環境農林水産常任委員会におきまして、本制度の導入効果の検証結果について、環境森林部が報告を行い、現行制度の継続について御説明をしているところです。

2の改正の内容ですが、今後の社会経済情勢の推移や本施策の効果等を勘案する必要があると考えられますので、さらに5年後を目途に検討を行う規定を設けることとしております。次に、最終処分業者等の特別徴収義務者が徴収猶予制度を利用する際の延滞金の計算の特例につきまして、現行、年14.6%として計算しているものを、軽油引取税等、他の特別徴収制度をとっている税目と同様に、最初の1カ月間は7.3%として計算することとするものであります。

3の施行期日ですが、公布の日から施行することとしております。

次に、11ページをお開きください。議案第48号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1の改正の理由ですが、県税の課税免除等の特例に関する条例につきましては、昭和39年に制定されて以来、課税免除等の対象となる法令の制定等に対応して改正を重ねてまいりました結果、一つの条文が長文となるなど極めてわかりにくい構成となっておりますので、県全体の条例等の横書き化を契機に、今回、条項の構成等を整理いたしまして、読みやすく、わかりやすくするための改正を行うこととしたものであります。

2の改正の内容ですが、適用する法律ごとに条文を定める等の整理を行い、適用要件等の基準をわかりやすくすることとしております。あわせて、法律の失効等により、今後課税免除等の対象となる見込みのないものについて削除いたしました。

3の施行期日ですが、公布の日から施行することとしております。以上であります。

○**田原市町村課長** 市町村課の2月補正歳出予算につきまして、御説明をさせていただきます。

歳出予算説明資料の81ページをお開きいただきたいと思っております。市町村課の補正予算は、3億9,017万6,000円の減額をお願いいたしております。この結果、補正後の予算額は、46億3,641万5,000円となります。

主なものについて御説明をいたします。83ページをお開きください。まず、(事項)自治調整費であります。985万3,000円の減額であります。主な理由といたしまして、説明欄6の住民基本台帳ネットワークシステム事業費が555万2,000円の減額となっておりますが、これは、システムの運用におきまして、全都道府県共同で負担しております経費に係る本県の負担金額が確定したことなどに伴う減額によるものでございます。

次に、(事項)市町村合併支援費であります。3,541万5,000円の減額でございます。主な理由といたしましては、説明欄、アの市町村合併支援事業が4,141万1,000円の減額となっておりますが、これは、旧合併特例法のもとで合併しました市町に対しまして交付いたします市町村合併支援交付金につきまして、入札等により、今年度事業費が確定したことなどに伴う減額でございます。84ページをお開きください。説明欄、ウの新市町村合併支援事業が9,347万7,000円の減額となっておりますが、これは、現行合併特例法のもとで合併いたしました市町に対して交付いたします新市町村合併支援交付金につきまして、入札等により今年度事業費が確定したことなどに伴う減額でございます。説明欄、エの合併関係市町村財政健全化支援事業は、1億円の増額をお願いしております。これは、高金利地方債の繰り上げ償還を支援する貸付制度でございますが、合併市町の要望に応じまして増額をお願いするものでございます。

次に、85ページをごらんください。(事項)衆議院議員選挙執行費であります。2億5,793万7,000円の減額でございます。これは、昨年8月に実施されました衆議院議員総選挙に係る国庫委託費が決定されたことに伴う減額でございます。

一般会計補正予算につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第55号「宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例」について御説明をいたします。議案書では131ページからでございますが、お手元の常任委員会資料により御説明をさせていただきます。

14ページをお開きください。まず、1の制定の理由についてであります。現在、県議会議員

選挙におきましては、選挙公報を発行いたして
おりませんが、有権者が候補者の政見等を知る
機会の拡充を図るため、選挙公報を発行するこ
ととするものでございます。

次に、2の条例の内容についてであります。
まず、(1)の目的でございますが、今回制定す
る条例は、公職選挙法の規定に基づき、選挙の
一部無効による再選挙以外の県議会議員の選挙
における選挙公報の発行に関し必要な事項を定
めるものでございます。

次に、(2)の選挙公報の発行についてござ
います。県選管は、候補者の氏名、経歴、政見
等を掲載した選挙公報を1回、各選挙区ごとに
発行しなければならないこととしております。

次に、(3)の掲載文の申請についてござい
ます。候補者は、選挙の告示日に掲載文書を添
えて申請することとしております。掲載文の内
容は原則自由でございますが、選挙公報として
の品位を損なうような記載はできないこととし
ております。

次に、(4)の選挙公報の発行手続についてで
ございます。県選管は、原則といたしまして、
提出のあった掲載文をそのまま掲載しなければ
ならず、また、候補者が2人以上の選挙区にお
きましては、その掲載順はくじで決定すること
としております。

15ページをごらんください。次に、(5)の選
挙公報の配布についてでございます。選挙公報
は、世帯ごとに各市町村選挙管理委員会を通じ
て配布することとしております。ただし、市町
村において特別な事情がある場合には、事前に
県選管に届け出ることで、新聞折り込み等によ
り配布できることとしており、この場合、市町
村選管は市役所等の適当な場所に選挙公報を備
え置き、選挙人が容易に入手できるように努め

なければならないこととしております。また、
選挙公報は、選挙期日の前日までに配布しなけ
ればならないこととしております。

次に、(6)の選挙公報の発行を中止する場合
についてであります。無投票当選により投票を
行う必要がなくなったとき、または天災などの
特別の事情があるときは、発行手続を中止する
こととしております。

次に、(7)の委任についてであります。この
条例に規定するもののほか、発行に関し必要な
事項は、県選管が定めることとしており、今後、
申請手続等につきまして規定の整備を行う予定
でございます。

次に、(8)の施行期日等についてであります。
この条例は、公布の日から施行し、条例施行の
日以後に期日を告示される県議会議員選挙から
適用することとしております。

最後に、3の全国の状況についてであります
が、県議会議員選挙の選挙公報をいまだ発行し
ておりませんのは、本県を含めて13県となつて
おります。

続きまして、議案第56号「宮崎県議会議員及
び宮崎県知事の選挙における選挙運動用自動車
の使用及びポスターの作成の公営に関する条例
の一部を改正する条例」について御説明いたし
ます。議案書では133ページからでございますが、
同じく、お手元の常任委員会資料により御説明
をさせていただきます。

16ページをお開きください。まず、1の改正
の理由についてでございます。公職選挙法の改
正によりまして、地方公共団体の長の選挙にお
いて選挙運動用ビラの頒布が認められました。
このうち、知事及び市長の選挙においては、条
例で定めるところにより、その作成費用を公費
負担できることとなったことから、宮崎県知事

の選挙において、候補者間の選挙運動の機会均等と候補者の政見等を有権者が知る機会の拡充を図るため、選挙運動用ビラの作成費用を公費負担することとするものであります。

次に、2の改正の概要についてであります。

(1)の条例名の変更についてであります。公費負担の対象が選挙運動用自動車の使用、ポスター及びビラの作成の3種類となったことから、現行の条例名の下線部分を、「選挙運動の公費負担」に改めることとしております。

(2)のビラの作成の公費負担についてであります。候補者が一定の数以上得票し供託物が没収されない場合に限り、一定の額の範囲内でビラを公費負担で作成できることとしております。

(3)の公費負担の限度等についてであります。候補者が作成業者と有償契約を締結し、県選管に届け出たときは、県は、①の作成単価の限度と②の作成枚数の限度の範囲内でビラ1枚当たりの作成単価に作成枚数を乗じまして得た金額を支払うこととしております。

次に、17ページをごらんください。3の選挙運動用ビラの規格等についてであります。公職選挙法の規定による本県知事選挙で頒布できるビラの規格は、大きさがA4サイズ以内、種類は2種類、枚数は13万枚までであります。頒布方法としましては、新聞折り込みや選挙事務所等での頒布に限定されており、頒布の際には証紙の貼付が必要となります。また、記載事項として、頒布責任者等の氏名等を記載する必要があります。

次に、4の施行期日等についてであります。公布の日から施行し、この条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙から適用することとしております。

最後に、5の全国の状況についてでございます。選挙運動用ビラに関する公費負担条例をいまだ制定しておりませんのは、本県を含め4県のみとなっております。

市町村課からの説明は以上でございます。

○茂市町村合併支援室長 同じく、委員会資料の26ページをお願いいたします。市町村合併の状況について御説明いたします。これは、3月23日に宮崎市と清武町、小林市と野尻町が合併する予定であること、合併特例法の期限が3月末で切れ、平成の合併が一区切りとされることなどから、今回、県で取りまとめました県内における市町村合併の効果と課題を含め、御報告するものでございます。

まず、1の平成の合併の状況等ではありますが、平成11年以来、全国的に市町村合併が積極的に推進され、その結果、全国で3,232ありました市町村の数は、ことし3月末には1,730となり、減少率としては46.5%となる見込みであります。一方、本県の市町村数は、44から、この3月末には26となる予定であります。減少率は40.9%であり、本県におきましても、相当程度合併は進んだものと考えております。この平成の合併につきましては、10年以上が経過し、市町村数も半分近くに減ってきましたことから、現在の合併特例法の期限であります本年3月末までで一区切りとすることとされております。その上で、国におきましては、引き続き自主的に合併を選択する市町村を支援していくという考え方がありまして、そのための法律も必要であるとのスタンスでございます。

その動きを受けまして、次に、2の合併特例法の改正概要についてであります。合併特例法につきましては、改正法案が今通常国会に提出され、10年間延長される見込みであります。内

容としましては、国、都道府県による積極的な関与や推進措置を廃止するとともに、障害除去のための措置については継続するとされております。廃止などの具体的な内容といたしましては、法律の目的を「合併の推進」から「合併の円滑化」に改正すること、総務大臣の基本指針策定や都道府県の合併推進構想の策定義務を廃止すること、また、現在知事が持っております合併協議会設置の勧告権を廃止する、さらには、合併する場合の3万市特例や合併推進債についても廃止されるということでございます。

一方、障害除去の内容といたしましては、議員の定数や在任の特例、地方税に関する課税免除や不均一課税等の特例、普通交付税の合併算定替え、さらには、合併特例区や地域自治区の制度につきましても残される予定でございます。

次に、27ページをお願いいたします。3の県内における市町村合併の効果と課題についてであります。別冊2としまして報告書をつけておりますが、分量がございますので、別途ごらんいただくとしまして、本日は、その概要で御説明を申し上げます。内容につきましては、合併団体における行財政状況の変化について分析を行いまして、現時点で把握できる合併の効果と課題について整理をしております。

まず、行財政状況の変化であります。①の特別職や議員につきましては、人数、給与等が大幅に削減されており、大きな効果が出ております。職員につきましても、職員数の削減が見込まれますことから、さらに今後効率化が進むものと期待をしております。②は行政運営についてでございますが、組織をスリム化する一方で、組織の効率化及び強化が図られるなど、一定の効果が出ているものと考えております。③の財政状況につきましては、現時点では、まだ

合併前後において大きな変化は出ていない状況でございますが、財政力の弱かった団体が、都市部との合併に伴いまして財政力が向上したことによりまして、これまで取り組めなかった社会資本の整備に着手することが可能となるなど、財政基盤の強化が図られたのではないかと考えております。

次に、合併の効果と課題であります。これらは、今後一定の期間を経た後により具体的にあらわれてくるものと考えておりますので、以下の点は現時点において把握されるものということで御理解をいただきたいと思っております。効果といたしまして、まず1つ目が、さまざまな分野におきまして住民の利便性が向上したこと、2つ目が、合併特例区または地域自治区によりまして住民自治のための体制が整備されたこと、3つ目が、社会生活基盤の整備が進んだこと、4つ目が、合併団体における組織の充実強化及び職員の意識改革が図られつつあること、そして5つ目が、人件費の削減など、行財政の効率化に一定の成果が上がっていること、以上5点を挙げております。

次に、課題でございますが、1つ目が、周辺部が寂れるのではないかなど、住民からさまざまな声があるのは事実でございますので、このような住民の不安や懸念の解消に努めていく必要があること、2つ目が、これまで以上に住民と行政相互の連携を図っていく必要があること、3つ目が、住民不安解消のために、総合支所の今後のあり方について各団体で十分な検討が必要であること、そして4つ目が、将来にわたって持続可能な行財政運営の確立に努めていく必要があること、以上4点を挙げたところでございます。

続きまして、今後の対応でございます。まず、

合併団体におかれましては、中長期的な視点に立ったまちづくりを今後とも積極的に進めていくこと、また、合併効果を十分に発揮するため、普通交付税の合併算定替えが措置されている間に行財政基盤の強化を着実に実施していくことが重要でございます。さらに、合併の効果や課題につきましては、合併団体みずからが将来にわたって検証していく必要がありますので、取り組みをお願いしたいと考えております。

次に、未合併団体におかれましては、行財政基盤強化の有効な手法の一つとして、市町村合併について自主的・主体的な議論を続けていただきたいと思っております。また、大変厳しい財政状況を踏まえまして、今後も、引き続き行財政基盤の強化に努める必要があるものと考えております。

次に、県の今後の対応でございます。組織改正によりまして、市町村合併支援室は本年度限りとなりますけれども、交付金等によりまして、引き続き合併団体のまちづくりを総合的に支援してまいりますとともに、自主的に合併を進める市町村への相談体制は、今後も確保してまいりたいと考えております。

最後に、平成の合併は一区切りとなりますが、各市町村におかれましては、今後、合併のほか、周辺市町村との広域連携も視野に入れながら、地域の実情に応じた住民サービスをどう維持していくのか、そのあり方について、ぜひとも御検討をいただきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○柄本総務事務センター課長 総務事務センターの補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の87ページをお開きください。総務事務センターの2月補正予算

は、4,612万5,000円の減額をお願いいたしております。この結果、補正後の予算額は、11億6,389万3,000円となります。

補正予算の主なものについて御説明いたします。次の89ページをお開きください。まず、(事項)総務事務センター運営費であります。補正額は、961万7,000円を減額するものであります。このうち1の総務事務センター運営費は、本庁の総務事務センター及び各県税・総務事務所に設置しています総務事務センターの運営費の節約などによるものであります。また、3の旅費事務効率化リサーチ事業は、旅費事務効率化を図るため、新たな旅費システムの構築を前提とした調査経費を計上しておりましたけれども、システム構築の手法の変更等に伴いまして、その調査委託経費が不要となったことなどから減額するものであります。

次に、(事項)健康管理費でございます。主な補正の内容につきましては、次の90ページをお開きいただきたいと思っております。2の定期健康診断事業についてであります。定期健康診断につきましては、一次健診の結果に基づきまして、健康管理医の指示によりまして受診させている二次健診というのがございます。その二次健診が当初見込みよりも少なかったことなどによりまして、合わせて382万6,000円を減額するものでございます。

次に、(事項)職員厚生費であります。これは、4の職員互助会の育成費でございますが、これの実績に伴う補助金の減額などによりまして、368万3,000円を減額するものであります。

次に、(事項)車両管理事務費でございます。減額が347万2,000円となっております。内容は、公用車の任意保険、また公用車購入の入札残などによるものであります。

最後に、同じページの(目) 恩給及び退職年金費、それに、次のページの(款) 警察費の(目) 恩給及び退職年金費でございます。これらは、支給対象者の死亡による減により、それぞれ、523万6,000円、668万2,000円を減額するものであります。

説明は以上でございます。

○武田危機管理課長 危機管理課の補正予算について御説明いたします。

同じく歳出予算説明資料の93ページをお開きください。危機管理課の補正額は、2,122万1,000円の減額でありまして、補正後の額は、5億224万2,000円となります。

主な補正の内容について御説明いたします。次の95ページをお開きください。(事項) 職員費の1,640万5,000円の減額であります。主なものとしましては、職員減に伴いますものと期末勤勉手当の月数の減等に伴う執行残であります。

次に、(事項) 防災対策費の310万3,000円の減額であります。主なものとしましては、防災情報システムの機器リース料の執行残であります。

次に、(事項) 防災会議費の108万円の減額であります。今年度は防災会議を1回開催しておりますけれども、防災会議の下部組織であります幹事会等の開催をする案件がなかったことからの執行残でございます。

次に、96ページをごらんください。(事項) 国民保護推進事業費の52万1,000円の増であります。これは、3の防災情報通信設備整備事業に係る国からの附属設備等の追加内示があり、計294万円を増額するもので、差額となります減額分の主なものは、2の国との共同で実施を予定していたバイオテロ国民保護共同訓練が、今年度の新型インフルエンザの発生で次年度以降に延期になったことによる執行残でございます。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。別冊の平成22年2月定例県議会提出議案(平成21年度補正分)の9ページをお開きください。(款) 総務費(項) 防災費の防災情報通信設備整備事業、これは今、御説明しましたとおり、国が進めている整備対象となる全国瞬時警報システムの改良作業が長引き、受信機器の製造販売が来年度となることが明らかになったことから、事業が年度内に完了することが困難となり、明許繰り越し1億6,257万6,000円をお願いするものでございます。

私のほうからは以上でございます。

○川野消防保安課長 消防保安課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の97ページでございます。当課の補正額は、4,602万5,000円の減額でありまして、補正後の額は、8億4,062万1,000円となります。

主な補正の内容について御説明いたします。99ページでございます。まず、(事項) 防災行政無線管理費3,379万円の減額であります。これは、非常災害時の伝達手段として使用する総合情報ネットワークの保守委託や設備更新事業などの入札残等に伴うものであります。

次に、(事項) 航空消防防災推進事業費749万4,000円の減額であります。これは、主にヘリコプター運航管理や1年点検委託費及び保険料率の変更に伴う航空保険料等の執行残であります。

100ページでございます。(事項) 消防学校費365万6,000円の減額であります。これは、主に消防学校における庁舎の保守委託経費や講師謝礼の執行残等であります。

次に、繰越明許費補正について御説明をいたします。

先ほど、危機管理課が説明いたしました平成22年2月定例県議会提出議案の9ページをお開きください。(款)総務費(項)防災費の震度情報ネットワークシステム更新事業につきまして、2億7,572万円の繰り越しをお願いしております。当事業は、9月定例県議会におきまして、国の雇用・経済対策に係る事業の一つとして補正をお願いしたものでありますが、今年度は、実施設計を行ったところであり、震度計の製造や改修工事等が年度内に完了することが困難なことから、総事業費2億7,950万円のうち、工事費に係る2億7,572万円を繰り越すものでございます。

消防保安課は以上でございます。

○高橋委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案について質疑はありますか。

○萩原委員 議案第55号、宮崎県議会議員の選挙における選挙公報のことで、14ページの下の方に、「原則として候補者から提出された掲載文を原文のまま掲載する」、ここなんですけれども、最近ではマニフェストばかりで、有権者も候補者も理解していないところがあるんじゃないかなと。マニフェストというのは、首長とか国会議員は政権政党だから理解できるけれども、県議会議員を初めとする地方議員の人たちが、大きな意味のマニフェストと違って、許せるけれども、議員というのはあくまでも努力目標なんです。前回の選挙でも、例えば県議会議員に立候補するときのはがきなんかでも、県議会議員の定数を半減します、給料を半分にします、そういう人がおった。それは本人の努力目標としてならいいけれども、議会の議決が必要なものに対して、そういうのが出てきたときに、あなたたちは指導はできないのかということです。

○田原市町村課長 今、御指摘のありました件

につきまして、そういった可能性も全くないというわけではないというふうに感じております。ただ、これにつきましては、県議会の議員の皆さん方につきましての選挙公報は、任意制の選挙公報という形になっておりまして、いわゆる公職選挙法に準じた形で規定を整備するように法律で求められているところがございます。ですから、「原文のまま掲載しなければならない」という部分につきまして、公職選挙法でそういった規定がございまして、私どももそれに準じた形でこういった規定を設けているところがございます。そして今、委員のほうからございました点につきましては、正直申し上げまして、それを指導するといったことは難しいかというふうに考えております。この「原文のまま掲載する」という考え方につきまして、表現の自由、公表の自由という兼ね合いで、選挙管理委員会が記載の内容について、これが適正かどうかを判断するということについての判断をゆだねるということは問題があるという形で、法律の中で「原文のまま掲載をする」といった規定が設けられているというふうに解釈されておりますので、そういった指導をすることは難しいかと。ただ、上のほうに内容で書いてございませうように、品位を損なうような記載という部分につきましては、指導をさせていただき、ましてや、その下のほうの政治団体、候補者の名誉を傷つけるもの、善良な風俗を害するもの、特定商品の広告その他営業に関する宣伝等、こういったものがございましたら、私ども、この条文の内容に従いまして指導をさせていただくということになろうかと思っております。

○萩原委員 ここにもおったんですね。例えば、立候補者の受け付けがありますね、そこでこういうのは好ましくないですよという講習会をし

ないと、できもしない、例えば県議会の定数を半分にしますとか、報酬を半額にしますとか、議会の議決が必要なものですから、個人ではどうにもならんわけですね。そういうことはよろしくないですよという講習会をやるべきだと思いますね。そうでないと、ポピュリズム的な、何かこびを売るようなことばかり最近はやっておるもんだから、特にこの辺、私の斜め前におる人なんか要注意のところですから。ところが県民は、議会の議決が要るとか何とかというのはわからないんです。その辺をひとつ指導してほしいと思います。

○田原市町村課長 今、委員のほうからそういった要望というんでしょうか、お話がございましたけれども、もちろん、事前の説明会で、今後は選挙公報につかましての手續についても、その内容について御説明をさせていただくことになろうかと思えますけれども、今、委員からありましたような、こういったことを書いちゃいけませんよという内容につかましても、今、ここに御説明したような内容にとどまらざるを得ないものというふうに考えておるところでございまして、できるかできないか、それは議員御自身が、これは活動の中でできるというふうに考えて掲載をするというのであれば、それを私どものほうでそれはできないでしょうと言って規制するということは毛頭できませんので、もちろんやるべきでもないというふうに思っております。

○萩原委員 指導というか、注意を促すことは必要だと思うんですよ。例えば、現職は時々突拍子もないことを言うのがおりますけれども、新人が特に気をつけないかんのですね。本当ですよ。その辺をひとつ、やっぱり自由じゃないのよ。議会の議決が必要なものを、私はこうし

ますということは言えないんですよ。知事とか首長だったら、提案する権利はあるから、執行する側だからやれるけれども、議員はあくまでもみんなが決めなきゃいけないんだから、できもしないことを、特に新人なんか気をつけないかんのは、これは好ましくないですよという注意はする必要はあると思います。以上です。

○田原市町村課長 一応、要望はございましたけれども、できませんという形で御回答をさせていただきますたいと思います。

○押川委員 私も今、全く同じことを言おうとしていたんですが、会派の中でも勉強会を実はさせていただいて、今言われるように、新人の方は特にそういうことで、今、マニフェスト選挙がはやっていますから、自分たちがいいような方向でもし書くということになれば、現職はある程度知識なり情報の中で自粛をする、新人の皆さん方にそういう指導する場がなければ、差が出てくると思うんです。今、課長が言われるように、何らかの形でそういう行為のある人に対しては、マニフェストの中で使えるものと使えないものとの差あたりは指導してほしいなと私もお願いをしておきたいと思います。

○高橋委員長 説明会で徹底していただきたいと思います。

○武井委員 それを要望するかどうかというのは公職選挙法にもかかわることなんで、委員長が委員会として要望されるというのは非常に重いと思うんですが。

○高橋委員長 要望じゃない。説明会をすとおっしゃるから、今、市町村課長の説明があったとおり、説明会でされればいいということで、説明してくださいということを私は申し上げました。

○武井委員 今の市町村課長がおっしゃったよ

うな趣旨でされればよいということを……。ではその件を伺いますが、ちらちら私のほうを見ながらお話をいただいてありがとうございます。ただ、基本的には御本人の良識という部分もあるでしょうし、逆に現職の方であれば、こういうことをやってきたという実績的なところを話すこともできるわけですから、これについては、基本的には、それぞれの候補者の良識も含めて、それをもって判断をされるべきものだと私は考えております。選挙はそういうものだと思います。それを踏まえてですが、原則、自由というところはあれなんですけれども、ただ、名前の大きさであるとか、写真の大きさであるとか、そういったものについては、今までの選挙公報というのは一般的に規定があるようなんですが、そのあたりについても、例えば名前だけをばんと出すというようなことも許されるということになるんですか。

○田原市町村課長 委任という欄にございますように、「選挙公報の発行に関し必要な事項」という中に、今後はそういった掲載の体裁、写真の大きさとか、政見の占める割合とか、そういったことをこの規定の中で決めさせていただくと。選挙公報の規格も含めまして、今後、検討させていただきますまして、決めさせていただくということになるところでございます。

○武井委員 確認ですけれども、名前の大きさとか写真の大きさも、最終的に必ず規定されるということですね。

○田原市町村課長 はい、規定されることになります。

○武井委員 わかりました。以上です。

○福田委員 84ページ、合併関係市町村財政健全化支援事業1億円、先ほどの担当課長の説明では、高金利市町村債の繰り上げ償還の金利補

給でしょうか、かなり大きい金額ですが、適用される市町と高金利である繰り上げ償還に当たる金額、適用金利、それを教えてください。

○茂市町村合併支援室長 まず、財政健全化支援事業でございますけれども、この事業につきましては、財政状況が特に厳しい合併市町村を対象としまして、金利の高い地方債の繰り上げ償還をしようとする団体に対して、無利子の貸し付けを行うという制度でございます、平成20年度と21年度の2カ年の事業でございます。このうち、平成20年度に約20億円を6市町に貸し付けておりまして、21年度からその分の一部が県に返済されておりますけれども、その返済額が当初の見込みよりも約1億円ほど多くなりまして、一方、21年度分の貸し付けにつきましては、当初10億円で見込んでおりましたけれども、これが要望をとってみますとさらに多くて、19億円ほどの要望がございましたので、少しでも要望におこたえしようということで、その余計に返ってきます1億円につきまして、今回、追加で貸し付けをお願いするための原資としてその予算をお願いしているということでございます。もし、お認めいただけました場合は、具体的に申し上げますと、延岡市に対してプラスの9,260万程度、日南市に対しましてプラスの740万円程度を措置したいというふうに考えているところでございます。

○福田委員 内容的にはわかりましたが、特定の市町村ですね。

それから、金利がなかったです。高金利債の適用は幾らされているのか、借りているのは幾らでしたか。

○茂市町村合併支援室長 現在の金利でございしょうか。

○福田委員 適用される市町村債の金利は幾ら

で借りていますか。

○**茂市町村合併支援室長** それにつきましては、それぞれ借りております起債の内容によろうかと思えますけれども、5%だったり6%だったり8%とか、いろいろ種類としてはございます。以上でございます。

○**福田委員** これで見るとわかりますが、過去も会派の勉強会等で質疑いたしましたが、市町村のいろんな借入れについて、私はやっぱり県の指導も必要だと思うんですが、ある程度高金利で借りているものについては、いろんな方策を使って繰り上げ償還をやって、低金利時代ですから、かえないと大変ですよ。今、ゼロ金利と言われていますが、超低金利時代が10年以上にわたりましたね。我々が戦後初めて経験する金融情勢ですけれども、この金額というのは、県内で銀行1行ぐらいを借りつづすぐらいの県や市町村で借入れをしているんですから、市町村債の中でそういう指導をされることも必要じゃないかと考えております。

続きまして、これも勉強会で一回お聞きしたことがあるんですが、89ページ、旅費事務効率化リサーチ事業、今回、450万減額でございましたが、どういう内容で効率化事業のシステムが構築されるんですか。

○**柄本総務事務センター課長** 御説明申し上げます。平成20年度当初予算におきまして、旅費事務効率化リサーチ事業ということで450万ほどの予算をお願いして計上したところでございます。旅費事務につきましては、現在は財務会計システムの中で動かしているわけでございます。平成20年度に総務事務センターができて、まず、本庁につきましては、旅費事務とか給与事務を一元的に集約化して事務処理、計算事務

をする体制が整ったわけでございます。その中で、今動かしております旅費システムは、各課のレベルで、各課単位でやる考え方のもとにシステムが構築されているのを、一元化されたことの効果をさらに高めるためには、新たなシステムを構築してやったほうがなお効率がいいという考えがございまして、21年度からそれに取りかかろうということで予算をお願いしたところでございます。その中で、私どもが当初考えておりましたのが、大手旅行代理店が提供します、英語で言いますとASPと言いますが、アプリケーションサービスプロバイダという方式が各県で導入されている経緯もございます。こういうものがまず候補の第一番目に挙がりました。ただ、ASP方式につきましては、宮崎県で全く取り入れておりませんので、今の財務会計システムにどういうふうにリンクができるのか、それからASP方式の利点の一つであります大手航空会社が実施しております法人回数券とか、マイレージ制度とか、チケットレス化、こういうASP方式と現在の財務会計システムとのリンク、これについては技術的な検証はやはり専門家でないといけないということで予算をお願いしていたわけでございますが、今現在動いております財務システムの機器更新等も考えている中で、今の財務システムの中の旅費システムの改修でも、今申し上げましたASP方式に十分匹敵するほどの機能、効果が発揮できるということが調査する前段として判明しましたものですから、せつかくの大事な予算ですので、今の財務システムのほうで改築することになれば、こういうふうな新たなシステムの検証事務の予算は不要になるということで、今回は予算を見送ったわけでございます。

○**福田委員** 前回お話ししたように、いい方向

での合理化だと思いますが、民間企業においても、ほとんどの大手企業が旅費精算事務に非常に手間を食って、アウトソーシングを今やっているようですが、今、県独自でそういう合理化ができるということであれば望ましいことだと思いますが、必ずそういう方向に動いていくのかなと感じておるところであります。ぜひ、非常に手間を食う部門ですから、合理化をさらに進めていただきたいと思います。

最後にもう一点、90ページ、車両管理事務費の関係であります。ここも内容をお聞きしたんですが、先ほど、任意保険料の入札というお話がございましたが、自賠償については政府管掌の保険ですから入札はあり得ないと思いますが、任意自動車保険についてはそれが可能かと思いますが、県有車両の任意自動車保険の総額の保険料と、入札によってどれぐらい安くなったのか、その辺を教えてください。

○柄本総務事務センター課長 県の公用車は、基本的には、警察とか一部の貸し付け車両を除きまして、総務事務センターが管理している車両が950台ございますけれども、その950台のうち、特殊車両、いわゆる農道だけを走るとか耕うん機的なもの、そういうものを除きますと850台ほどを今度の任意保険の対象としたところでございます。その中で保険料率の低減とか、その実績によりまして最初試算しまして、予算を措置しましたのが570万程度でございました。それが入札の結果、332万7,000円で当初落札したということに伴いまして、190万ほどの補正といえますか、残が生じたということになりました。

○福田委員 もちろん国内の保険会社だと思いますが、何社入札に参加したんですか。

○柄本総務事務センター課長 国内の保険会社で3社でございます。

○福田委員 最後ですが、もう少し保険会社数がふえますと、競争が激しくなりまして低下する可能性はあると思いますが、後ほどの参考に。以上でございます。

○榎藤委員 90ページの3の特殊業務の健康診断と4の職員の心の健康づくり推進、これの事業内容と総額、あるいは今回減額補正することに至ったこと等について御説明をお願いします。

○柄本総務事務センター課長 心の健康づくり推進事業の概要でございます。予算の組み立て方も含めまして申し上げますと、まず、私どもは、職員相談員として非常勤職員を1人置いておりまして、その非常勤職員の報酬部分、それから、健康相談事業としまして健康管理医、民間では産業医と言っておりますけれども、その産業医の雇用経費、それにメンタルヘルス対策費としましては、保健師の雇用、外部の精神科医、臨床心理士等に対する相談業務の謝金、こういうものを計上しているところでございます。それから、あわせて、心の健康づくりにつきましては、20年度から実施しております復職支援というのがございます。この復職支援に伴いまして、正式に復職する前に、職場になれてもらおうということで試し出勤というのをやっております。この試し出勤期間中に、交通費とか、交通事故に遭う危険性がございますので、その保険料を一部措置しております。予算的にはそういう内容でございます。

減額理由でございます。まず4番から申し上げますと、職員の心の健康づくり推進事業の総額は、当初予算額は871万8,000円でございます。今回、79万6,000円を減額することによりまして、792万2,000円でございます。主な内容は、非常勤職員の実績に伴う報酬減、それから、先ほど申し上げました精神科医、臨床心理士等の

謝金の残でございます。

3の特殊業務につきましては、県にはいろんな職種がございます。例えば放射線、有機溶剤、食肉・屠畜関係、こういうところの職場で働く人のために、そういう人を中心としたところの特殊な健康診断を行っております、これも受診実績に伴う執行残でございます。

○榎藤委員 ありがとうございます。私は、3と4の関係が少しでもあるのかなと思いましたが、ないようですから……。昨年の12月までの心の健康づくりといたしますか、そういう対策につきましては、特に、秋場に向けてはいい結果が出つつあるのかなと一面期待をしておりますが、今また、ラジオ等で予防を促しておりますように、3月は自殺等が多いというようなこともありますから、事業の内容等の徹底がどういうものであったかということも、私どもも予算の積み上げ段階ではっきり実感としてわかりませんが、この事業についてはまだ道半ばと、今、結果がいいからずっといくのかということもまだわかりませんので、こういうものを職場で復帰を含めて確立をしてもらうことが今後の予防対策になるのかなと。下手をすると、また病気になれば治りにくくなる、そういう傾向のある病気ですから、ぜひ、事業効果が上がるように、要らないお金を使えという意味じゃないんですが、今後もまた、幾つもの事業を組み合わせやっとなら効果が少し出るかなという難しい対策でありますから、こういうものも充実した事業の展開をしていただきたいというふうに望んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○武井委員 先ほどのところ以外のところで伺ってまいりたいと思います。まず、人事課の議案第54号について伺いますが、退職した職員

及び退職した職員の遺族等に対する支給制限ということですが、これは時効みたいなもの、例えば何年以内とか、そういったようなのはあるのか、伺います。

○四本人事課長 職員がまだ生きている場合につきましては5年、職員が死亡して遺族が受領しているような場合については1年、その間に返納をさせるということでございます。

○武井委員 当該人物が生きている場合はまだいいんですけども、亡くなっている場合、ある意味、反論をすとかいう機会というのが本人は当然ないわけなんです、遺族しかいない状況の中でこういったことに取り組むということに対して、より慎重でなければならないと思うんですが、そのあたりに対する対応というのはどうなるのか、お聞かせください。

○四本人事課長 おっしゃるとおり、遺族の場合には、まさに遺族そのものには責任がないというようなこともありますし、また、遺族としては経済的に余裕がないということもありますので、遺族から返納させるという場合には、その遺族の生計の状況等を勘案して、例えば、全額でなくて一部のみを返納させるとか、ケース・バイ・ケースに応じてそういうことを考えていくということになるかと思います。

○武井委員 次に移ります。人事課の補正について伺いますが、退職手当のところで8億7,000万余の残金が出ているんですが、退職手当は、退職者というのは例年どれぐらいということはある程度は予想ができてこういった予算立てをなさると思うんですが、これだけの金額が余剰で出たということについて、理由をお聞かせください。

○四本人事課長 21年度の当初予算の段階におきましては、退職者の数を210名と見込んでおり

ました。2月補正の段階では、これが33名減って177名ということになりまして、人数が減ったから当然、退職手当も減ってきたということでございます。

○**武井委員** もちろん、そのとおりなんですけど、平たく言えば、中途希望退職とかが出なかったと。

○**四本人事課長** 退職の中で定年退職者、これは大体基本的には年齢ですから決まっているはずなんですけど、例えば、今年度末で定年退職という予定の者が、21年度予算ができた後に、1年早く年度末に希望退職で手を挙げてやめた、そういう者が実は7名ございまして、結果的に今度の3月末での定年退職者が減ってしまったというのがあります。それから、希望退職については、見込みでございますが、当初段階で48名を見込んでおったのが、実際には23名しかいなかったということで、この差も下がっている原因になっております。希望退職は、そのときそのときの個々人のケースですので、どうしてもというのはなかなか難しいかもしれませんが、当然、ある程度は多目に予算は立てておったということかと思えます。

○**武井委員** わかりました。

次に移ります。税務課にお伺いをしたいと思うんですが、委員会資料の7ページ、税金の収入予算があるんですが、法人県民税が4億、法人事業税が9億、補正で減となっているんですが、もちろん、いろんな目下の経済状況があればわからなくはないんですが、そういった意味で、予算の立て方といいますか、目算の仕方というところには、これだけの特に9億円とかのマイナスが補正で出るということは、若干その辺が甘かったというところはないのか、お聞かせください。

○**永田税務課長** 県税収入予算につきましては、基本的に前の年の11月末の実績で補正を組むわけなんですけれども、当初の見込みについては、法人の2税につきましては、それを補完するものとして、企業のほうにアンケートをしております。税額ベースで約6割ぐらいの企業にアンケートをしておるわけなんですけれども、それで出てきた結果にある程度、県のほうで調整をした上で見込みを立てるわけなんですけれども、どうしても企業そのものも翌期の見込みというようなことで回答をしてきますから、収益が下がるような状況については、なかなかそれがきちりには見込めないというような状況がございます。

○**武井委員** わかりました。

次に移ります。ここにいろんな税が書いてあるんですが、森林環境税というのはここには出てこないんですか。何で入っていないのか、お聞かせください。

○**永田税務課長** 森林環境税につきましては、個人県民税の見込みの中に含まれるんですが、これは、特別に税目を立ててのものではなくて、個人県民税の均等割の500円、それから法人県民税の法人の均等割の5%ということになっておりますから、独立では立てておりません。

○**武井委員** 個人県民税の中に入っているという理解でいいということですね。

○**永田税務課長** 個人県民税と、法人の分については法人県民税です。

○**武井委員** わかりました。

歳出予算説明資料の77ページなんですけど、個人税の関係なのかなと思うんですが、証紙売りさばき手数料が9,100万円減っているのは、その分が証紙が使われなかったというようなことになるんだろうと思うんですが、証紙が使われな

ということ、税収が減っているからという
ような理解になるのでしょうか。

○永田税務課長 証紙の売りさばき手数料につ
きましては、自動車税と自動車取得税、この税
そのものが減少していますことから、それに伴っ
て、証紙で入る分について減額になっておると
いうようなことです。

○武井委員 証紙で入る分が減ったことによっ
て、結果として手数料も減ったというような理
解でいいということですね。わかりました。

最後にいたしますが、市町村課で83ページ、
住民基本台帳ネットワークシステム事業費のと
ころで555万というように出ているんです
が、これについての県の全体の負担額と、負担
すべき内容と、また交付税措置の状況等につ
いて、お聞かせください。

○田原市町村課長 これにつきましては、指定
情報処理機関というのが全国組織としてござ
います。具体的には、財団法人の地方自治情報セ
ンターというところがその役割を担っている
ところがございます。そして、個人情報、いわゆ
る名前、性別、そして生年月日と住所、この個
人情報に関する情報提供につきましては、県の
事務ということになっておまして、全国の都
道府県が自治情報センターのほうに業務を委託
しているという関係になっているところござ
いまして、この委託料の支払いをやっている
ということございまして、この減額に係る部分、
これにつきましては、年度当初、3,868万6,000
円を予定しておりましたが、結果的に、かかっ
た経費を全国の都道府県の均等割、人口割で再
算しましたところ、3,346万2,000円という最
終的な結果になりそうだという形で、改めて各
都道府県に負担金の通知が来たところござ
いまして、今回、522万4,000円を含みます、全体

として555万2,000円の減額をお願いしたと。こ
の全体経費につきましては、システム事業費全
体、そのほかにこのネットワークに係ります保
守点検料とか、機器のリース料とか、そういっ
たものがございまして、全体では、今年度、8,333
万4,000円当初予定しておりましたけれども、最
終的な金額は7,778万2,000円になるというこ
とでございます。交付税措置もされておりますが、
具体的に幾ら中に入っているかについては承知
しておりません。

○武井委員 されているのはされているん
ですね。結構です。

○前屋敷委員 1ページの補正の歳入のこと
なんですけれども、きめ細かな臨時交付金が約50
億ということだったんですが、これは地方交付
税、国庫支出金が歳入ですが、それぞれにこの
臨時交付金は入っているという形で歳入されて
いるわけですか。交付金というと、交付税だけ
の中かなと……。

○西野財政課長 きめ細かな臨時交付金
でございますけれども、これは、国の経済対策でこの
たび、交付を受けるということでございますが、
歳入につきましては、委員会資料の6ページに
なりますけれども、国庫補助金の中で受け入れ
ると。予算では50億円を計上させていただ
いているところでございます。資料の6ペ
ージの右側に説明という欄がございまして、一番
上、国庫補助金でございます。その1項目めに
総務費国庫補助金というのがございまして、そ
の2項目め、地域活性化・きめ細かな臨時交付
金、こういうふうにございまして、ここでは具
体的に50億円を計上させていただいている
ところでございます。

○前屋敷委員 受け入れは国庫補助金
ですね。わかりました。

委員会資料の10ページ、議案第47号の産業廃棄物税条例の改正ですが、一定の効果があるということで、さらに引き続きということなんです。最終処分量や焼却処理量の減少とありますが、どの程度減少が見られて、減少があれば効果があることなんです。どういう範疇ぐらだったのか。

○永田税務課長 産業廃棄物の排出量の推移ですけれども、県内の事業所から排出されている排出量そのものはふえておるといふに聞いておるんですが、最終的に最終処分場に持ち込まれた数量については、平成16年度が19万トンであったものが、平成19年度、施行後17万3,000トンということで、差し引き1万7,000トン、約9%の減というふうに聞いております。それから、焼却処分につきましては、量的にこちらのほうに資料がないんですが、産業廃棄物税から見ました焼却量で言いますと、平成17年度の焼却に係る税が4,148万3,000円ありました。それが平成21年度に3,201万3,000円ということで、毎年度少しずつ減ってきている状況ですので、焼却量につきましても減っておるものと考えております。

○前屋敷委員 それから、その次のページの議案第48号の改正内容の(2)ですが、「今後課税免除等の対象となる見込みのないもの」というのは具体的にはわかりますか。

○永田税務課長 今回削除したものは、低開発地域工業開発促進法等4つの法律がございます。それぞれ法律等が失効したというようなことで、法律から削除をしております。

○前屋敷委員 4つですね。わかりました。

○押川委員 7ページですけれども、狩猟税が減っているんですけれども、これの説明をお願いしたいと思います。

○永田税務課長 狩猟税につきましては、狩猟者について税が発生しておりますものですから、狩猟者が年々減っておるといふようなことで減額になっております。

○押川委員 今、どのくらいがいらっしゃるんですか。そして、前年対比がもしわかれば……。

○永田税務課長 資料を確認します。時間をいただきたいと思います。

○押川委員 議案第56号ですけれども、選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例という中で、知事は、選挙用はがきは公費か何かで認められるんですか。

○田原市町村課長 はがきにつきましては、その交付につきましては公費負担になっておりますけれども、作成費用につきましては自主という形になっております。公費負担は行われておりません。

○押川委員 わかりました。

○萩原委員 四本課長、13ページ、職員退職手当、懲戒免職処分を受けるべき行為とは、大変幅が広いと思うんですね。それはある程度決まっているんですか。

○四本人事課長 職員の懲戒基準というのがございまして、その中で戒告、停職、減給、免職、それぞれの基準を定めておるところでございます。

○萩原委員 先ほど、職員の生存5年、遺族の場合は1年、例えば現在裁判中である、本当は職員懲戒免職に該当するけれども、裁判中で5年を過ぎて刑が決まって、本当は懲戒処分の対象であったけれども、5年を過ぎておるから時効、そういう場合は無理ということですね。訴訟が始まったら停止するのかな。

○四本人事課長 済みません。ちょっとお待ちいただけますか。

○永田税務課長 先ほどお尋ねの狩猟者の数字ですけれども、平成21年度は5,231ということで見込んでおりますけれども、その前の平成20年度が5,439ということで、95%ぐらいですか、ちょっと我々は出しておりませんが、減っております。

○四本人事課長 通常の懲戒免職の場合は、5年たったら返納はさせられないということになります。刑事事件で裁判をやって、その途中で5年経過したという場合には、その裁判が確定して、仮にそれで返納させるということが決まれば、5年を過ぎておっても返納させられるということでございます。

○萩原委員 これは国家公務員法だから特別職は該当しないわけですね。

○四本人事課長 特別職についても、委員会資料の13ページでございますが、下のほうに改正を要する条例というのを（1）から（9）まで載せておまして、その中に知事と特別職も入っておるところでございます。

○萩原委員 もう一つ、この文章を見ると非常に優しいんですね。「返納を命ずることができる」とか「命ずるものとする」とかだけれども、例えば、「一部支給や一部返納ができる」とか「あるいは「支払い後であれば遺族等に返納を命ずることができる」とか、ということは求めないことが方向にあるということですか。

○四本人事課長 どういう場合に返納させるかということについては、ケース・バイ・ケースでございますが、ただ、先ほど武井委員から御質問がありましたが、遺族等の場合については、生計状況等を勘案して、ちょっと少な目に見るといいますか、そういう面は出てくるかなというふうに思っております。

○高橋委員長 次に、その他の報告事項について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、その他何かありますか。

○権藤委員 今度の本会議でも、行財政改革2007とかに関係して、定数が1,000人減るとか減らんとかというのを知事が答えたと思うんですけども、あれをもう一回、仮に3,000人の知事部局の人が、我々は実在で考えるわけですね。3,000人が5年間にどんなふうに変動があるのかなど。あれは、マイナスを足したときが1,000人になったとか、そういう議論だと思うんですけども、業務がかわってプラスもあるわけですね。そこら辺が、マイナスの認定とプラスの認定、ちゃんと法律で書いてあるんだろうと思うんですけども、例えば、県のどこかが1年に200人減りましたというあたりが、増のほうを言わんものだから、県庁、余り変わっていないねと。やっぱり知事部局が2,000人なら2,000人というのは余り動いていないねという、そこら辺の考え方がですね。それから、根拠となる定数減、定数増、そういったもの等の流れをもう一遍説明を、大変申しわけないんですけども、聞きたいんですが。

○桑山行政経営課長 行革大綱の中では、知事部局、そのほか教育、警察を含めて、目標年度で1,000人の純減ということになっておまして、その内訳としては、部署によっては増員をしているところ、あるいは減員をしているところ、組織をなくせばその分、人は減る、あるいは業務を見直して人が減る、そういうところもあるし、業務がふえる、そういうところもございまして、実在で考えるというお話がありましたけれども、最終的には、年度末に退職

して年度初めに人を採用する、そのところで減る人間の調整が原則行われるということでございます。そういう形で、いわゆる実人員で申しますと、人の数がトータルでマイナスの方向で毎年度数字が出ていくわけでございます。

○**権藤委員** 実減の根拠法というか、例えば、総務なら総務は10人でやっておりまして、それを組織をいじって8人でやれるようにしました、そういうことの実減の定義とか、その根拠法、そういうのが我々はわからんわけですね。200人減るといったら、相当やらないと減らないと思うんですが、我々は実感として、県庁において、何十年かすると何千人にもなるわねという感じが、変な話ですけども、余り変わっていないという部分が——我々は年代的に言ったら、タイムラグがあるにしても、定員一致と考えていけば、退職して補充したというのは余り職務とは関係ないような気が私自身はしているんですよ。定員管理の難しさというのはわかるのだけれども、そういう考え方というのは大体わかっているんですが、定数減とは何ぞやという認定、こういう条件を満たしたときに減ると。定数増というのは、自分たちが勝手にそのルールに合わせてふやしていけば、結果的には余り変わらんわけですね。その根拠法等を後でいいですから、示してほしいと思います。ここで今すぐは無理だと思いますので、それを要望しておきます。

○**武井委員** 庁舎管理の件について1点お伺いをしたいんですが、きのう、延岡の総合庁舎の食堂で食中毒が出て、県の保健所から営業停止を受けて、いかにもみっともない話だなとも思うんですが、今、総合庁舎で食堂を持っていて食事を供しているところというのはどれぐらいあって、どういった形態でそういう食堂はやっ

ているのか、わかる範囲で結構ですが。

○**堀野総務課長** 庁舎内に今、食堂があるのは3カ所だったという記憶があります。たしか、都城と小林と延岡の*3カ所でございます。これは、福利厚生ということで、行政財産の目的外使用許可という形で許可をしております。直接は互助会という県職員が構成している団体がございすけれども、互助会を経由して食堂を設置するという形になります。

○**武井委員** 県の施設ですから、範を示さないといけない立場にある中で非常に残念だなと思うんですが、そういった意味で、今後、これを踏まえて、県として、互助会を通じてになるんでしょうけれども、どういった指導といいますか、再発防止について取り組んでいかれるのか、伺います。

○**堀野総務課長** 庁舎管理の立場でどの程度言えるかというのはあるんですけれども、当然、総合庁舎内に設置されている食堂が、外部にも弁当を供給しているという事実もございましたので、県にあるということで一定の信用性があるのかなという感じもします。そういった意味で、保健所と連携を図りながら、そういった部分については十分やるように指導していきたいと思えます。

○**武井委員** そうなんです。まさに最後におっしゃった点が気になったところで、県に食堂があって、来訪者とか県の職員が食事をすることであれば、それはわからんではない、目的外使用でもわからないいんでもないんですが、報道を見る限りにおいては、仕出しみたいなことをやっているわけですね。県の施設の中で業者が仕出し業務をやるということが許されるのかというのがちょっと気になったものですから。

※61ページに訂正発言あり

○堀野総務課長 福利厚生ということで許可は出しているんですけども、現実的に申し上げれば、各所に今までも食堂がございました。ただ、庁内の職員だけを対象にした場合に、どんどん撤退しています。経営が維持できないという面がございますので、そういった部分については、ある程度許容できるのではないかと考えております。

○武井委員 県として認めていたということですね。

○堀野総務課長 許容の範囲であるというふうに考えております。

○武井委員 わかりました。

○高橋委員長 その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 以上をもって、総務部を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時17分休憩

午後3時24分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました会計管理局補正予算関連議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○長友会計管理者 会計管理局の平成21年度2月補正予算につきまして、御説明申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の391ページをお開きください。会計管理局は、2,279万4,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、5億3,534万8,000円となります。

その主なものにつきまして御説明を申し上げます。395ページをお開きください。まず、(目)一般管理費(事項)職員費が805万円の減額でござ

います。これは、給与改定等による執行残によるものでございます。

次に、(目)会計管理費のうち(事項)出納事務費1,247万8,000円の減額でございます。これは、出納事務執行に要します経費や、財務会計システム運営管理等に要する経費の執行残でございます。

次に、(事項)証紙収入事務費226万6,000円の減額でございます。これは、証紙売りさばきに要する経費の執行残でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○高橋委員長 執行部の説明が終わりました。

議案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 以上をもって、会計管理局を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時26分休憩

午後3時28分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました人事委員会事務局補正予算関連議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○太田人事委員会事務局長 人事委員会事務局の平成21年度2月補正予算につきまして、御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料475ページをお開きください。総額で680万5,000円の減額をお願いいたしております。この結果、補正後の予算総

額は、1億4,734万7,000円となります。

次に、補正の主な事項について御説明いたします。479ページをお開きください。まず、(事項)職員費の232万9,000円の減額補正でございます。これは、給与改定に伴う給料及び期末・勤勉手当の減額などによるものでございます。

次に、(事項)県職員採用試験及び任用研修調査費の175万5,000円の減額補正でございます。これは、県職員採用試験の実施及び任用制度等に関する調査研究に要する経費で、主に採用試験実施経費の執行残でございます。

次のページをごらんください。(事項)審査監督費の153万9,000円の減額補正でございます。これは、不利益処分に関する不服申し立ての審査及び労働基準監督関係等に要する経費で、主に不服申し立て審査に係る事務経費の執行残でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○高橋委員長 執行部の説明が終了しました。議案について質疑はありますか。

○武井委員 今年度、今現在で不服申し立ての審査は大体何件ぐらいあったんですか。

○太田人事委員会事務局長 ことしの場合は2件ございました。1件は取り下げ、1件は今、審査中でございます。

○武井委員 わかりました。

○高橋委員長 ほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 その他ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 以上をもって、人事委員会事務局を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時30分休憩

午後3時31分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました監査事務局補正予算関連議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○佐藤監査事務局長 監査事務局の平成21年度2月補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の469ページをお願いいたします。監査事務局は、総額で730万円の減額をお願いするものでございます。この結果、補正後の予算額は、2億1,623万1,000円となります。

補正の内訳につきましては、473ページに記載していますので、お願いします。(目)委員費でございますが、126万6,000円の減額でございます。これは、監査委員の監査等に要する経費に執行残が生じたことによるものであります。

次の(目)事務局費につきましては、603万4,000円の減額でございます。これは(事項)職員費が384万4,000円の減額、(事項)運営費が219万円の減額となることによるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○高橋委員長 執行部の説明が終了しました。議案について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 以上をもって、監査事務局を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時33分休憩

午後 3 時 35 分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議会事務局補正予算関連議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○濱砂議会事務局長 それでは、議会事務局の平成21年度2月補正予算につきまして、御説明申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の1ページをお開きください。補正額の欄でございますけれども、1億6,084万5,000円の減額補正をお願いしております。補正後の額につきましては、12億2,659万7,000円となります。

補正の内訳について御説明いたします。5ページをごらんください。まず、(目)議会費でございますけれども、4,364万6,000円の減額をお願いしております。主なものは、まず、(事項)議員報酬でございますが、2,863万6,000円の減額でございます。これは、昨年、2名の議員が辞職されましたこと、また、期末手当の減額がございましたけれども、そういうことに伴いまして、執行残が生じたものでございます。

次に、(事項)議会一般運営費933万円の減額でございます。これは、2名の議員の辞職に伴いまして、政務調査費に執行残が生じたこと等によるものでございます。

次に、6ページをごらんください。(目)事務局費でございますが、1億1,719万9,000円の減額をお願いしております。主なものは、(事項)職員費954万9,000円の減額でございます。これは、職員の給与等の改正に伴いまして、執行残が生じたものでございます。

次に、(事項)議会一般運営費1億447万6,000円の減額でございます。主なものは、次のペー

ジの説明欄にあります3、議会棟大規模改修事業の減額、1億127万3,000円でございます。この大規模改修事業は、今年度から3カ年の予定で実施しているところでございますけれども、営繕課が設計とかやっていますが、工法を詳細に検討いたしました結果、議会棟の屋上に四角の突き出た部分がありますけれども、そこにひさしがついております。そのひさしを除去することによりまして、建物全体への荷重を軽減できると、このことによりまして、当初予定しておりました柱の補強とか、あるいは壁の厚さを厚くして補強するとか、そういうことが軽減できるということになったそうございまして、それによって大幅に減額が生じたということでございます。

予算は以上でございますが、続きまして、繰越明許費でございます。補正予算の議案書の9ページをごらんください。2号館空調設備等改修事業で2,300万円の繰り越しをお願いしております。この事業は、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用いたしまして、各委員会室が入っている2号館の空調設備の改修、議会棟と2号館の照明設備の改修を実施するものでございまして、昨年の9月補正予算でお願いしたものでございます。営繕課のほうで設計委託とかその精査とかを行ってございましたが、県庁の建物全体をまとめて行っておりますために、設計委託あるいは精査に時間を要しましたことから、工期が間に合わないということで繰り越しをお願いするものでございます。なお、事業の完了は、空調設備の改修は22年7月、照明設備につきましては、ことしいっぱい、12月を予定しております。

説明は以上でございます。

○高橋委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○武井委員 まず、5ページの各種協議会負担金545万6,000円というのがあるんですが、例えば、どういったようなものをやめたとか、この減額の中身についてお聞かせください。

○濱砂議会事務局長 この中身は、議員が2名辞職をなさいましたけれども、そのお二人の政務調査費の執行残、これが487万程度でございます。それから、全国の議長会負担金等の減がございまして、それに伴う執行残が57万程度という内訳でございます。

○武井委員 2の各種協議会負担金等というところに政務調査費も入っているということですか。わかりました。

それから、図書室の運営費が減っているんですが、書籍を買うのを減らしたとかというようなことでそんなに運営経費が変わるとは思えないんですが、どういった理由で減ったんですか。

○日高政策調査課長 図書室の運営経費でございますけれども、これの減額分につきましては、今回、ネットワーク推進事業ということで、パソコンとか、そういうのを購入したんですが、その使用料等に係る費用が少なくて済んだということと、今、図書室を整備しておりますが、その関係で図書棚を購入するんですけれども、この備品購入費が安く済んだということで減額しております。以上でございます。

○武井委員 以上です。

○榎藤委員 初心者的な質問で恐縮なんですけど、議会棟の改修だけでも、上に屋根があったというのは、ポンプ室とか、そういう機能が何も無いのに、屋根だけあるということはないと思うんですけども、そこの絡みを。

○渡邊総務課長 いわゆるひさしというものがあつたんでございますけれども、それについて

は、営繕課のほうで協議して、必要ではないんじゃないかと。逆に、今、局長のほうで申しましたように、負荷を減らすことによって、柱に対する荷重が少なくなるということがございまして、それをはつたというところでございます。一番上のところですので、機械室とか、そういうのがあると思いますけれども、屋上のところになっております。

○榎藤委員 はつって軽くしても機能面では影響ありませんよという解釈でよろしいんですね。

○渡邊総務課長 機能については全く関係ないというものでございます。

○高橋委員長 その他ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 以上をもって、議会事務局を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時44分休憩

午後3時45分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

まず、先ほどの総務部の説明の中で総務課長から、総合庁舎にある食堂の数を3カ所と説明がありましたが、4カ所の誤りとの報告がありましたので、御報告いたします。4カ所は、都城、小林、高鍋、延岡でございます。

次に、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、あすの13時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。本来であれば、採決後に御意見をいただくとこ

ろですが、今回は日程的に余裕がございませんので、委員長報告に盛り込む要望等がございましたら、お出しいただきたいと思います。最終的には、採決後に委員長報告につきましては確認をさせていただきたいと思います。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 何もないようですので、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後3時47分散会

平成22年3月5日（金曜日）

午後1時27分再開

出席委員（8人）

委員	長	高橋	透
副委員	長	河野	安幸
委員		福田	作弥
委員		萩原	耕三
委員		押川	修一郎
委員		権藤	梅義
委員		武井	俊輔
委員		前屋敷	恵美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

総務課	主幹	黒田	渉
議事課	主幹	壺岐	哲也

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。一括して採決いたします。

議案第35号、第36号、第46号から第49号、第54号から第56号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第35号外8件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子についてであります。委員長報告の項目として特に御要望はございませんか。

○萩原委員 選挙公報について、議会の議決が必要なものをマニフェストに掲げることは自粛

していただくように指導していただきたい。そういう数字を書くのは、別に努力目標として掲げる分には構わないけれども、できもせんことを書いたって困るわけで。

○前屋敷委員 きのう、知事の裁量権があるからというお話だったんじゃないですか。

○萩原委員 知事はいいんですよ。

○高橋委員長 暫時休憩いたします。

午後1時28分休憩

午後1時40分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告骨子案について、項目だけ申し上げます。まず、議案、私立学校耐震対策緊急支援事業について、「緑の分権改革」推進事業について、消費生活センター管理について、合併関係市町村財政健全化支援事業について、その他で議案第55号の宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例について、その他で宮崎駅西口拠点施設整備事業について、宮崎県土地利用基本計画書の策定について、宮崎交通のバス路線廃止検討区間に係る対応方針について、以上申し上げたことを中心に委員長報告をまとめたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、そのようにいたします。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 以上で委員会を終了いたします。

午後1時42分閉会